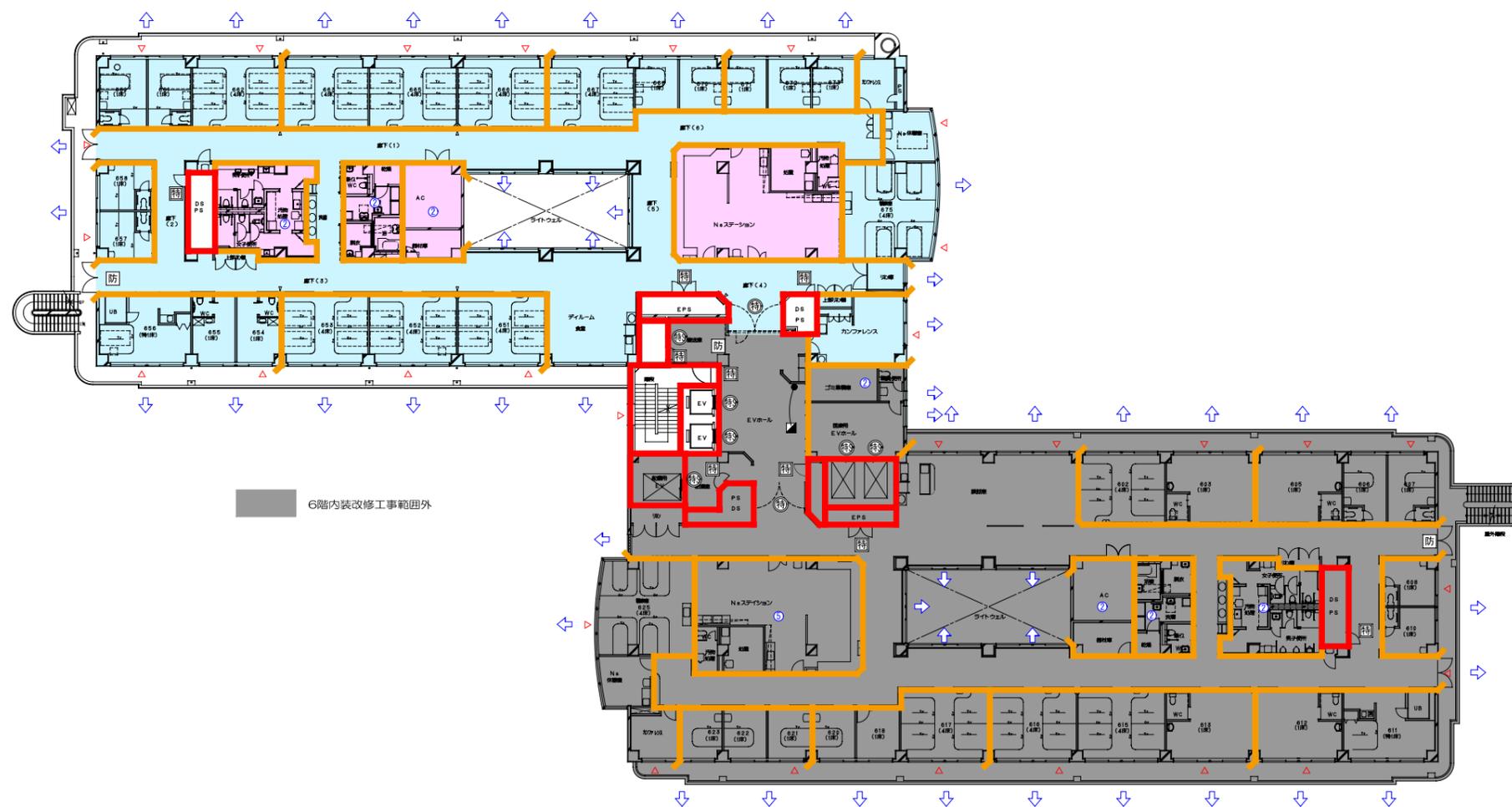


4階内装改修工事範囲外

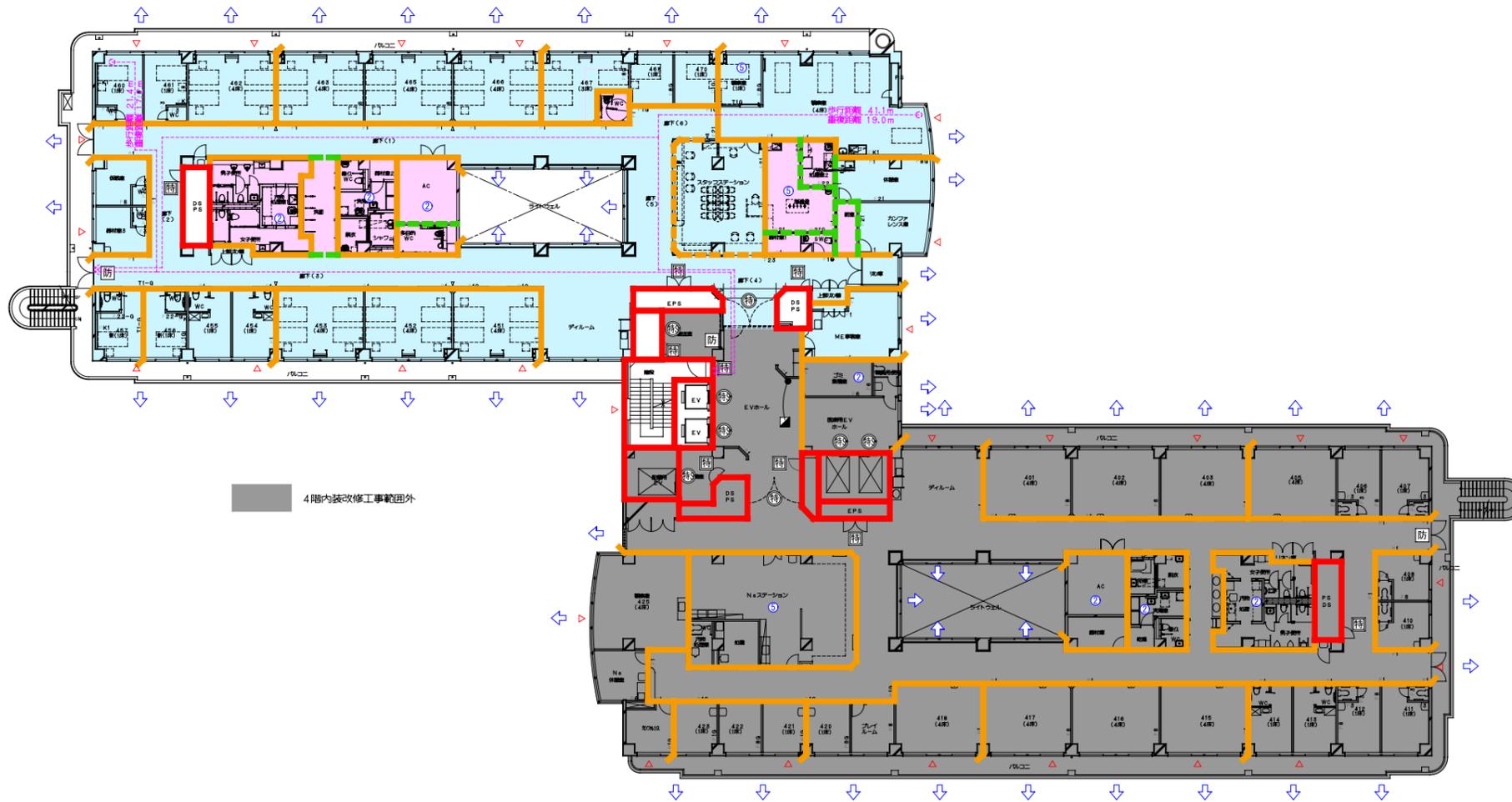
法規凡例		法規凡例		法規凡例		法規凡例	
記号	内容	記号	内容	記号	内容	記号	内容
	防火区画(整穴区画 面積区画)		機械排煙区域		防火設備 (法2条9号の2口)		視覚障害者用床注意喚起紙
	防火区画(面積区画)		自然排煙区域		防火設備(常時閉鎖式) (法2条9号の2口)		避難路出入口
	防火区画(令126条の2 1項1号による区画)		排煙設備代替部分(排煙免除・建設省告示1436号適用)		防火設備(常時閉鎖式/遮煙性能) (法2条9号の2口)		非常用進入口
	防火区画(その他区画)		令126条の2 1項 第3号適用		防火設備(常時閉鎖式・煙感連動自閉式) (法2条9号の2口)		代替進入口
	防煙区画(天井まで)		自然排煙口		防火設備(常時閉鎖式・煙感連動自閉式/遮煙性能) (法2条9号の2口)		ハニックオープン
	防煙区画(垂れ壁)(H≧500)		H12告示1436号第4号ホ		特定防火設備(常時閉鎖式) (令112条19項1号)		延焼ライン
	防火上主要な間仕切壁(天井裏まで)		H12告示1436号第4号へ(1)		特定防火設備(常時閉鎖式/遮煙性能) (令112条19項2号)		消火器設置位置(特記なき限り粉末(ABC)消火器10型(別添))
	防火上主要な間仕切壁(天井裏のみ)		H12告示1436号第4号へ(2)		特定防火設備(常時閉鎖式・煙感連動自閉式) (令112条19項1号)		避難器具
	不燃区画(天井裏まで)(不燃戸)		H12告示1436号第4号へ(3)		特定防火設備(常時閉鎖式・煙感連動自閉式/遮煙性能) (令112条19項2号)		排煙口(天井付)
	歩行距離(重複距離)		H12告示1436号第4号へ(4)		不燃戸(常時閉鎖式)		建築基準法施行令第128条(敷地内の通路)
	排煙設備までの距離		H12告示1436号第4号へ(5)		防火・防煙シャッター(防火設備)(常時閉鎖式・煙感連動)		
			H12告示1436号第4号ト		防火・防煙シャッター(防火設備)(常時閉鎖式・煙感連動/遮煙性能)		
					防火・防煙シャッター(特定防火設備)(常時閉鎖式・煙感連動)		
					防火・防煙シャッター(特定防火設備)(常時閉鎖式・煙感連動/遮煙性能)		

一級建築士登録 第215902号
 梶島 慎一

鳥取市立病院西病棟改修工事
 4階防火区画図(現況)
 2026.03
 A1 200
 A3 400
 E-086



法規凡例		法規凡例		法規凡例		法規凡例	
記号	内容	記号	内容	記号	内容	記号	内容
	防火区画(整穴区画 面積区画)		機械排煙区域		防火設備 (法2条9号の2口)		視覚障害者用床注意喚起紙
	防火区画(面積区画)		自然排煙区域		防火設備(常時閉鎖式) (法2条9号の2口)		避難経路出入口
	防火区画(令126条の2 1項1号による区画)		排煙設備代替部分(排煙免除・建設省告示1436号適用)		防火設備(常時閉鎖式/遮煙性能) (法2条9号の2口)		非常用進入口
	防火区画(その他区画)		令126条の2 1項 第3号適用		防火設備(常時閉鎖式・煙感連動自閉式) (法2条9号の2口)		代替進入口
	防煙区画(天井まで)		自然排煙口		防火設備(常時閉鎖式・煙感連動自閉式/遮煙性能) (法2条9号の2口)		※P ハニックオープン
	防煙区画(垂れ壁)(H≧500)		H12告示1436号第4号ホ		特定防火設備(常時閉鎖式) (令112条19項1号)		延焼ライン
	防火上主要な間仕切壁(天井裏まで)		H12告示1436号第4号ヘ(1)		特定防火設備(常時閉鎖式/遮煙性能) (令112条19項2号)		消火器設置位置(特記なき限り粉末(ABC)消火器10型(別添))
	防火上主要な間仕切壁(天井裏のみ)		H12告示1436号第4号ヘ(2)		特定防火設備(常時閉鎖式・煙感連動自閉式) (令112条19項2号)		避難器具
	不燃区画(天井裏まで)(不燃戸)		H12告示1436号第4号ヘ(3)		特定防火設備(常時閉鎖式・煙感連動自閉式/遮煙性能) (令112条19項1号)		排煙口(天井付)
	歩行距離(重複距離)		H12告示1436号第4号ヘ(4)		不燃戸(常時閉鎖式)		建築基準法施行令第128条(敷地内の通路)
	排煙設備までの距離		H12告示1436号第4号ヘ(5)		不燃戸(常時閉鎖式・煙感連動自閉式)		
			H12告示1436号第4号ト		防火・防煙シャッター(防火設備)(常時閉鎖式・煙感連動)		
					防火・防煙シャッター(防火設備)(常時閉鎖式/遮煙性能)		
					防火・防煙シャッター(特定防火設備)(常時閉鎖式・煙感連動)		
					防火・防煙シャッター(特定防火設備)(常時閉鎖式/遮煙性能)		



4階内装改修工事範囲外

4階平面図 A3 : 1/400

法規凡例		法規凡例		法規凡例		法規凡例	
記号	内容	記号	内容	記号	内容	記号	内容
	防火区画(整穴区画 面積区画)		機械排煙区域		防火設備 (法2条9号の2口)		視覚障害者用床注意喚起紙
	防火区画(面積区画)		自然排煙区域		防火設備(常時閉鎖式) (法2条9号の2口)		避難経路出入口
	防火区画(令126条の2 1項1号による区画)		排煙設備代替部分(排煙免除・建設省告示1436号適用)		防火設備(常時閉鎖式/遮煙性能) (法2条9号の2口)		非常用進入口
	防火区画(その他区画)		令126条の2 1項 第3号適用		防火設備(常時閉鎖式・煙感連動自閉式) (法2条9号の2口)		代替進入口
	防煙区画(天井まで)		自然排煙口		防火設備(常時閉鎖式・煙感連動自閉式/遮煙性能) (法2条9号の2口)		※P パニックオープン
	防煙区画(垂れ壁)(H≧500)		H12告示1436号第4号ホ		特定防火設備(常時閉鎖式) (令112条19項1号)		延焼ライン
	防火上主要な間仕切壁(天井裏まで)		H12告示1436号第4号へ(1)		特定防火設備(常時閉鎖式/遮煙性能) (令112条19項2号)		消火器設置位置(特記なき限り粉末(ABC)消火器10型(別添))
	防火上主要な間仕切壁(天井裏のみ)		H12告示1436号第4号へ(2)		特定防火設備(常時閉鎖式・煙感連動自閉式) (令112条19項2号)		避難器具
	不燃区画(天井裏まで)(不燃戸)		H12告示1436号第4号へ(3)		特定防火設備(常時閉鎖式・煙感連動自閉式/遮煙性能) (令112条19項1号)		排煙口(天井付)
	歩行距離(重複距離)		H12告示1436号第4号へ(4)		不燃戸(常時閉鎖式)		建築基準法施行令第28条(敷地内の通路)
	排煙設備までの距離		H12告示1436号第4号へ(5)		防火・防煙シャッター(防火設備)(常時閉鎖式・煙感連動)		
			H12告示1436号第4号ト		防火・防煙シャッター(防火設備)(常時閉鎖式・煙感連動/遮煙性能)		
					防火・防煙シャッター(特定防火設備)(常時閉鎖式・煙感連動)		
					防火・防煙シャッター(特定防火設備)(常時閉鎖式・煙感連動/遮煙性能)		



5階内装改修工事範囲外

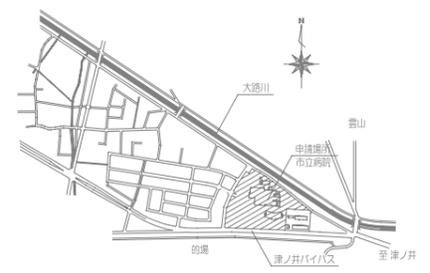
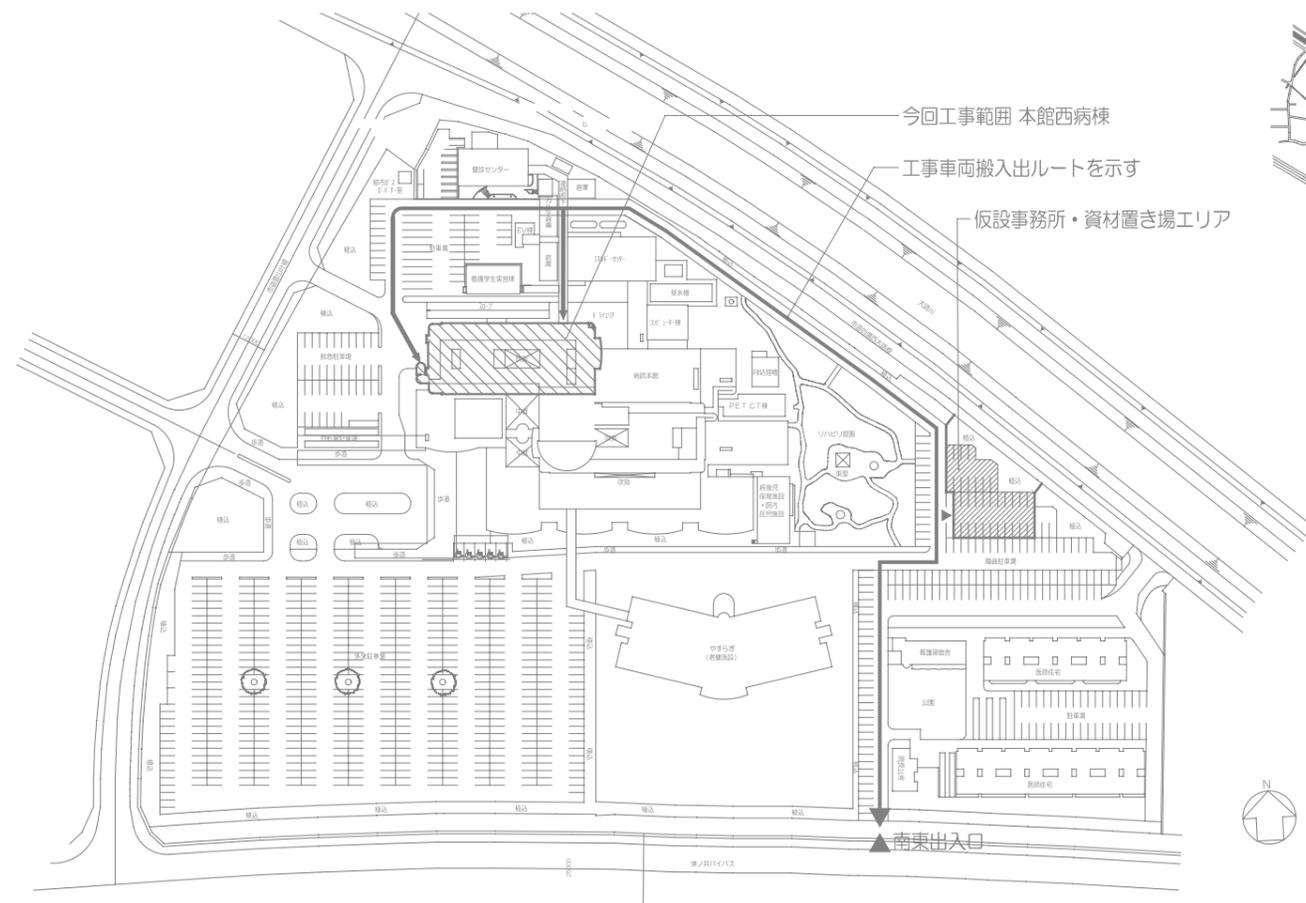
5階平面図 A3 : 1/400

法規凡例		法規凡例		法規凡例		法規凡例	
記号	内容	記号	内容	記号	内容	記号	内容
	防火区画(整穴区画 面積区画)		機械排煙区域		防火設備 (法2条9号の2口)		視覚障害者用床注意喚起紙
	防火区画(面積区画)		自然排煙区域		防火設備(常時閉鎖式) (法2条9号の2口)		避難出入口
	防火区画(令126条の2 1項1号による区画)		排煙設備代替部分(排煙免除・建設省告示1436号適用)		防火設備(常時閉鎖式/遮煙性能) (法2条9号の2口)		非常用進入口
	防火区画(その他区画)		令126条の2 1項 第3号適用		防火設備(常時閉鎖式・煙感連動自閉式) (法2条9号の2口)		代替進入口
	防煙区画(天井まで)		自然排煙口		防火設備(常時閉鎖式・煙感連動自閉式/遮煙性能) (法2条9号の2口)		※P バリックオープン
	防煙区画(垂れ壁)(H≧500)		H12告示1436号第4号ホ		特定防火設備(常時閉鎖式) (令112条19項1号)		延焼ライン
	防火上主要な間仕切壁(天井裏まで)		H12告示1436号第4号へ(1)		特定防火設備(常時閉鎖式/遮煙性能) (令112条19項2号)		消火器設置位置(特記なき限り粉末(ABC)消火器10型(別添))
	防火上主要な間仕切壁(天井裏のみ)		H12告示1436号第4号へ(2)		特定防火設備(常時閉鎖式・煙感連動自閉式) (令112条19項1号)		避難器具
	不燃区画(天井裏まで)(不燃戸)		H12告示1436号第4号へ(3)		特定防火設備(常時閉鎖式・煙感連動自閉式/遮煙性能) (令112条19項2号)		排煙口(天井付)
	歩行距離(重複距離)		H12告示1436号第4号へ(4)		不燃戸(常時閉鎖式)		建築基準法施行令第28条(敷地内の通路)
	排煙設備までの距離		H12告示1436号第4号へ(5)		防火・防煙シャッター(防火設備)(常時閉鎖式・煙感連動)		
	排煙設備までの距離		H12告示1436号第4号ト		防火・防煙シャッター(防火設備)(常時閉鎖式・煙感連動/遮煙性能)		
			H12告示1436号第4号ト		防火・防煙シャッター(特定防火設備)(常時閉鎖式・煙感連動)		
			H12告示1436号第4号ト		防火・防煙シャッター(特定防火設備)(常時閉鎖式・煙感連動)		
			H12告示1436号第4号ト		防火・防煙シャッター(特定防火設備)(常時閉鎖式・煙感連動/遮煙性能)		



6階平面図 A3 : 1/400

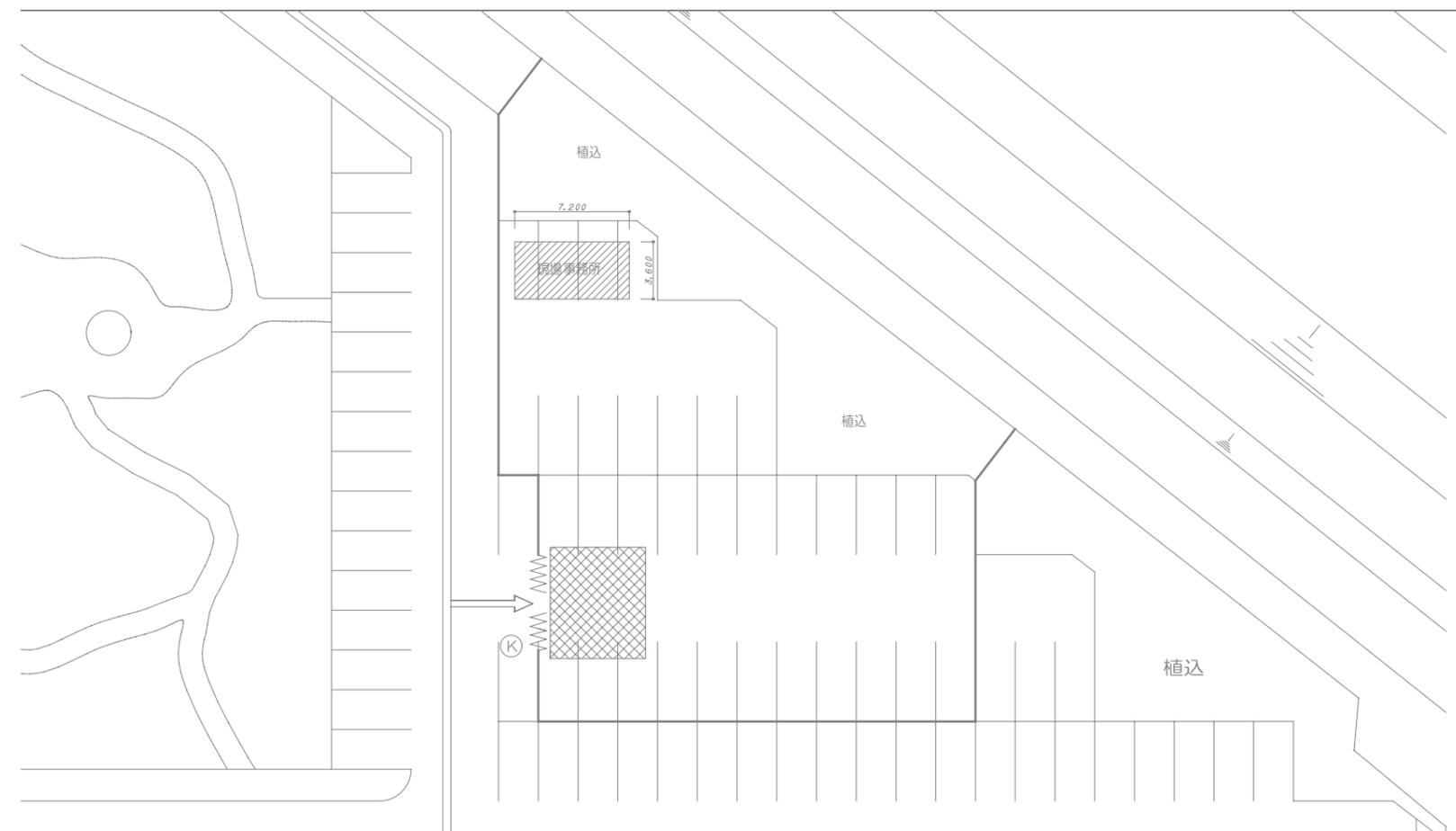
法規凡例		法規凡例		法規凡例		法規凡例	
記号	内容	記号	内容	記号	内容	記号	内容
	防火区画(整穴区画 面積区画)		機械排煙区域		防火設備 (法2条9号の2口)		視覚障害者用床注意喚起紙
	防火区画(面積区画)		自然排煙区域		防火設備(常時閉鎖式) (法2条9号の2口)		避難出入口
	防火区画(令126条の2 1項1号による区画)		排煙設備代替部分(排煙免除・建設省告示1436号適用)		防火設備(常時閉鎖式/遮煙性能) (法2条9号の2口)		非常用進入口
	防火区画(その他区画)		令126条の2 1項 第3号適用		防火設備(常時閉鎖式・煙感連動自閉式) (法2条9号の2口)		代替進入口
	防煙区画(天井まで)		自然排煙口		防火設備(常時閉鎖式・煙感連動自閉式/遮煙性能) (法2条9号の2口)		ハニックオープン
	防煙区画(垂れ壁)(H≧5.00)		H12告示1436号第4号ホ		特定防火設備(常時閉鎖式) (令112条19項1号)		延焼ライン
	防火上主要な間仕切壁(天井裏まで)		H12告示1436号第4号へ(1)		特定防火設備(常時閉鎖式/遮煙性能) (令112条19項2号)		消火器設置位置(特記なき限り粉末(ABC)消火器10型(別添))
	防火上主要な間仕切壁(天井裏のみ)		H12告示1436号第4号へ(2)		特定防火設備(常時閉鎖式・煙感連動自閉式) (令112条19項2号)		避難器具
	不燃区画(天井裏まで)(不燃戸)		H12告示1436号第4号へ(3)		特定防火設備(常時閉鎖式・煙感連動自閉式/遮煙性能) (令112条19項1号)		排煙口(天井付)
	歩行距離(重複距離)		H12告示1436号第4号へ(4)		不燃戸(常時閉鎖式)		建築基準法施行令第28条(敷地内の通路)
	排煙設備までの距離		H12告示1436号第4号へ(5)		防火・防煙シャッター(防火設備)(常時閉鎖式・煙感連動)		
			H12告示1436号第4号ト		防火・防煙シャッター(防火設備)(常時閉鎖式・煙感連動/遮煙性能)		
					防火・防煙シャッター(特定防火設備)(常時閉鎖式・煙感連動)		
					防火・防煙シャッター(特定防火設備)(常時閉鎖式・煙感連動/遮煙性能)		



附近見取図 non

全体配置図 S=1/1200

※病院内は徐行にて通行すること
 ※搬入は原則南東出入口からとする。ただしやむを得ない理由がある場合は監督員と協議の上交通誘導員を北西入口に常駐させるなどの措置を取り北西出入口からの搬入を可とする。

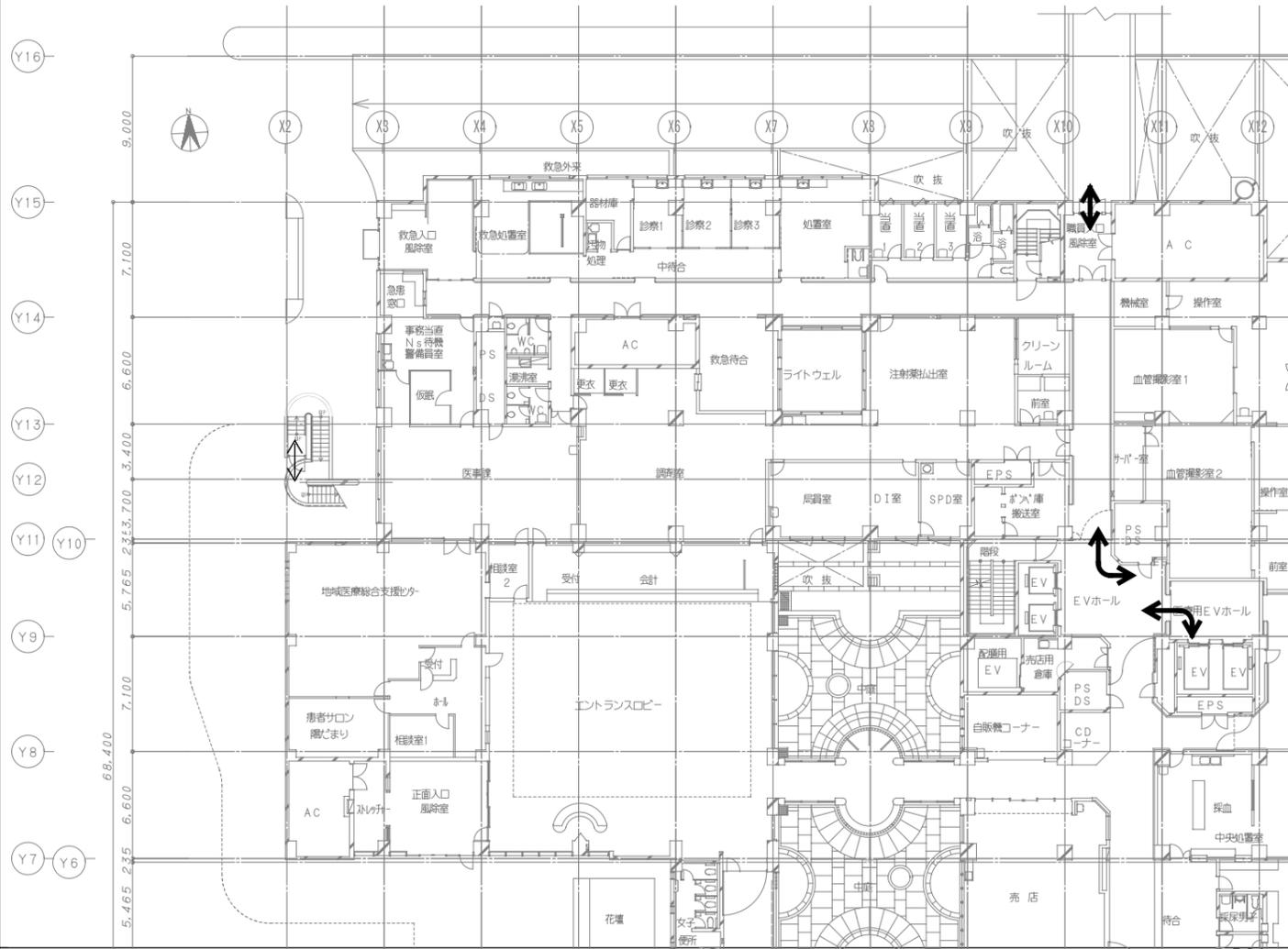


工所用仮設凡例

	仮囲い万能板 H=2.0m
	シートゲート W=6.0m
	枠組足場 防音シート張
	交通誘導員の設置 (資材搬入時)
	洗車場 敷鉄板
	工事事務所の設置
	工事車両の通行
	ガードフェンス H=1.8m

仮設計画図 S=1/200

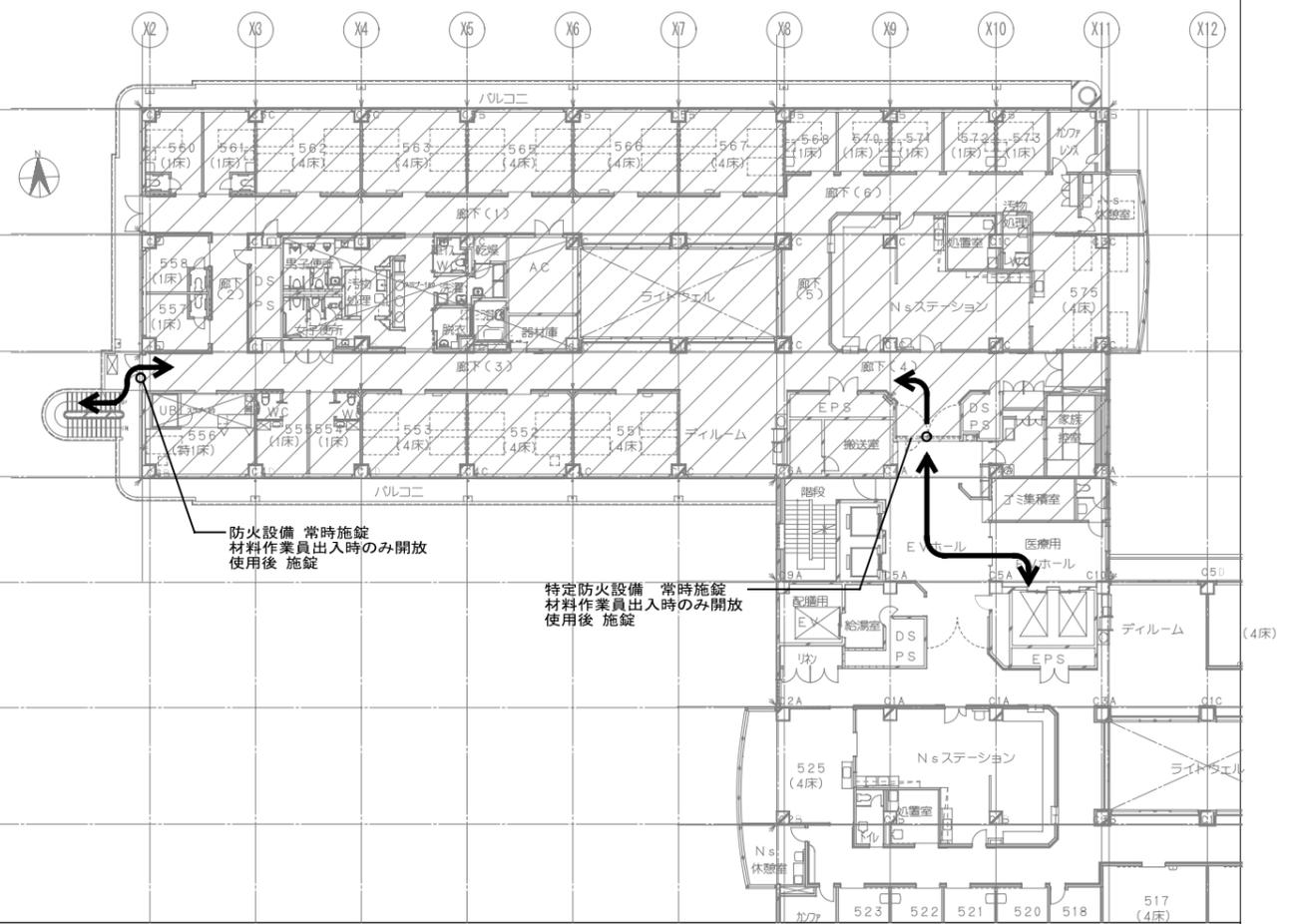
1階平面図 S=1/400



4~6階平面図 S=1/400

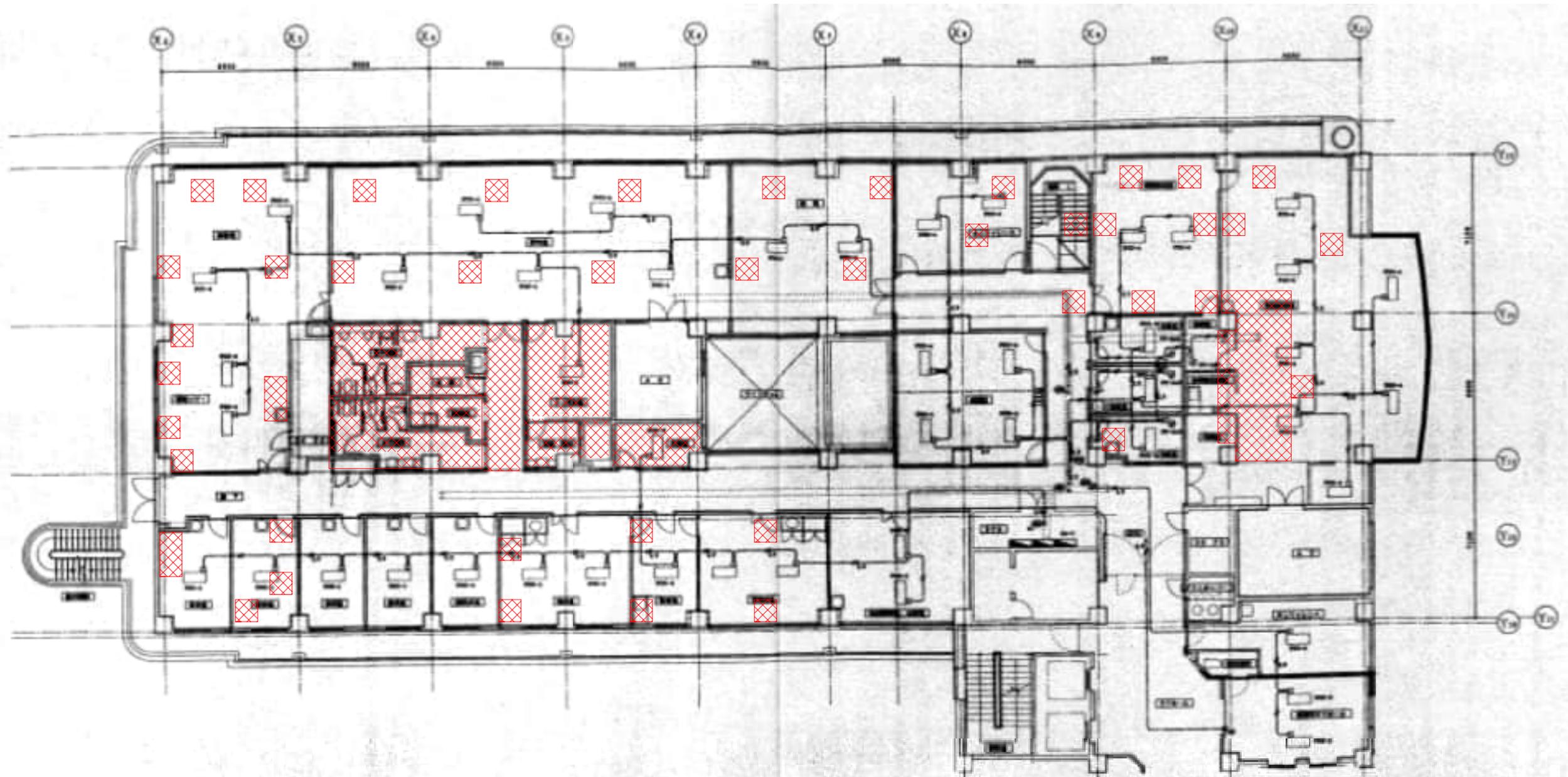
凡例

	改修工事範囲		既設扉閉鎖 隙間部目張り		工事用作業動線 (作業員,機器,発生材搬出入動線)
--	--------	--	-----------------	--	------------------------------



■改修工事 工事仮設 特記事項

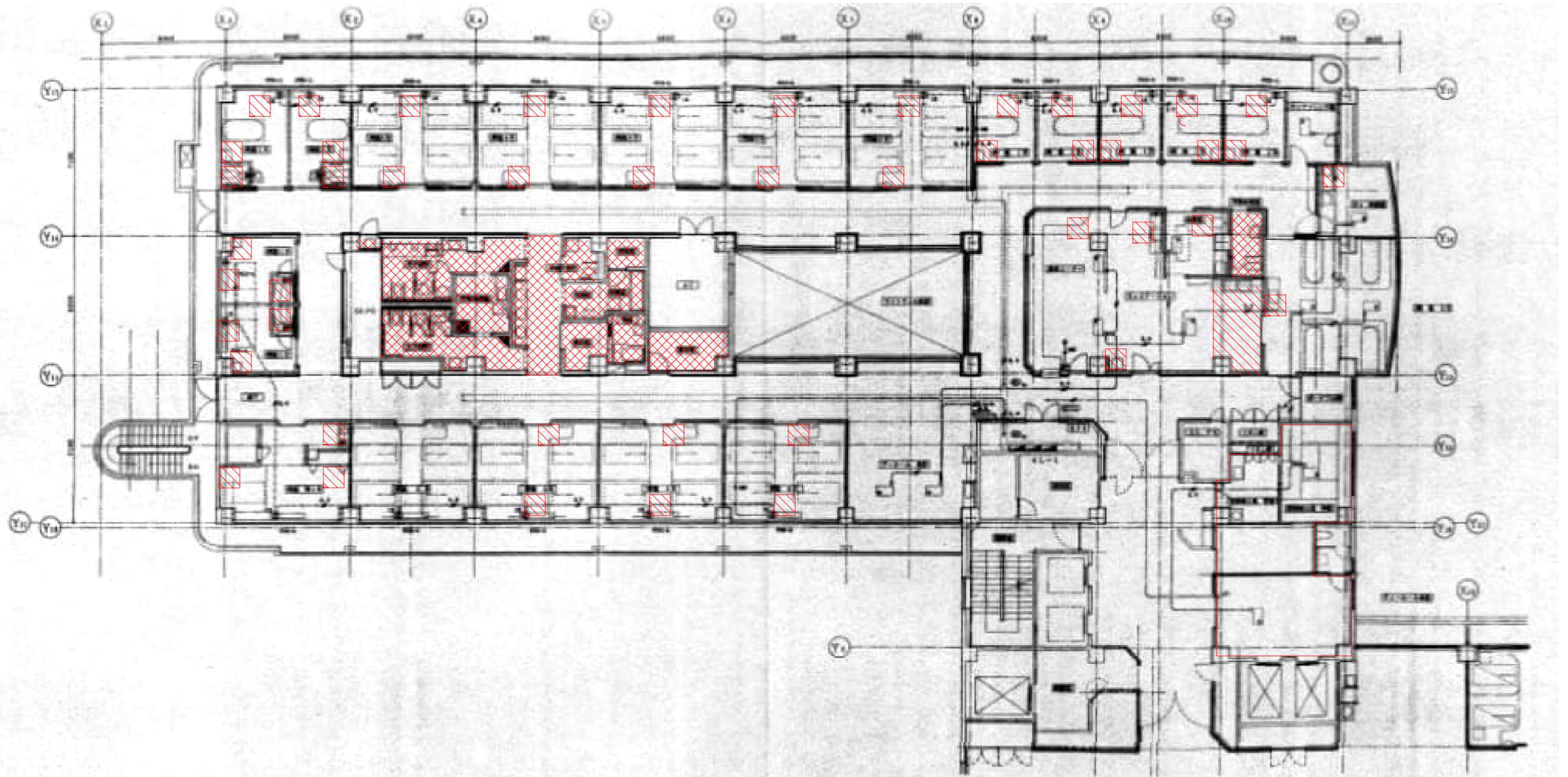
- 本工事における既設棟改修工事は、現状機能を維持しながらの工事であるため、工事中の病院機能の維持と利用者・職員の安全管理には最大限の注意を払うこと。
 - 工事に先立ち関係官庁と協議の上建築基準法第90条の3に基づく工事中の安全計画書を作成すること。工事期間中既存消防設備等の機能停止が発生する場合には、適宜代替措置を講じること。
 - 工事に先立ち工事仮設計画、改修工程表、工事中の安全計画書、各種工事施工計画書を作成し、病院・監督員の承諾後工事に着手すること。
 - 工事期間中断水、停電、医療ガスの停止等、機能停止が発生する場合には、事前に施設管理者・監督員の承諾を得ることとし、機能停止期間中のバックアップが必要な場合には、代替措置を講ずること。音・振動の発生する作業に関しても同様とする。また工事内容の院内周知期間に配慮し、十分な院内周知期間を見込み事前に計画書を提出すること。
 - 工事に先立ち既設建物調査を十分に行うこと。RC壁、床の撤去、貫通、コア抜き等を行う場合には、X線調査等により躯体内鉄筋・埋設設備を十分調査の上解体工事に当たること。
 - 当該改修工事は既設病院を使用しながらの工事であるため、使用部分と工事部分は既設特定防火設備（鋼製防火戸）を常時閉鎖状態にして区画を行う。人の通行のための開口は小扉を用い、主扉の枠床取り合い部はビニールテープ等で目張りする。大型資材搬入時は目張りを撤去し、終了後再度目張りを行う。屋外階段も材料搬出入、作業員で入口として使用可とするが、施設管理者と使用時間を協議の上、扉通過後は適宜施錠すること。
工事資材のメインの搬出入ルートは医療用EVを利用することになるが、搬送する資材量を把握の上、事前に使用日時を施設管理者と十分協議の上了承を得ること。（院内周知のため1週間前には協議を完了すること）
- 病院内の改修工事により生じる粉じん中には、大量の真菌胞子が含まれており、厳しい免疫不全患者においては感染症の危険性が増加する。特に天井ボードや換気ダクト解体工事時、粉じんや塵埃が飛散する可能性が高い解体工事を含む改修において粉じん・塵埃飛散防止対策に最大限の注意を払うこと。
 - 改修工事中の真菌（アスペルギルス菌等）飛散防止対策を適切に講じること。解体工事時には十分に養生を行うこと。
具体的な留意点は下記 2)~4)による。
 - 廊下に面する壁の撤去等が発生する場合には撤去壁の外側に仮間仕切りを設け工事範囲と使用部分を完全に区画する。工事区画間仕切りは不燃石膏ボードの二重張りとし、ボードの継ぎ目、既存壁、天井、床との取り合い部、照明器具、手摺、ストレッチャー摺等の取り合い部はビニールテープ等で完全に目張りを行い、工事区画内から使用部分への空気の流通（塵埃の流通）が無いようにすること。また出入り口の内部、外部側には粘着マット等を設置し、靴についた工事エリア内の埃を病院内に持ち出さないようにすること。
 - 既設の扉により使用部分と工事範囲が区画できる場合は、常時閉鎖扉を閉鎖して作業を行う。区画の扉にガラリ等がある場合にはビニールテープ等でガラリを塞ぎ空気の流通を遮断すること。工事エリアから戸外へ直接排気可能な場合は、排気ファンの設置により工事範囲内を陰圧にたもち、病院内への塵埃の飛散を防止すること。
 - 施設使用部分で改修工事を行う場合は、解体部周囲をビニールシートで覆い、既設天井とビニールシートの取り合い部はビニールテープ等で空気の流通が無いよう目張りを行う。



【3階天井改修特記事項】
 範囲内現状の天井仕上撤去の上、同仕上新設（下地仕上共）。
 4階改修工事時3階は病棟として使用中であるが、3階天井内に於いて設備配管の切り直し工事が発生するため、仮設工事として、3階天井の一部撤去新設を見込む。

天井材取外し後複数日にわたって、天井仕上材を外したままの状態に置く際には、天井開口部分をプラベニア等で閉鎖のうえ既設天井取り合い部にビニルテープ等で塞ぐことより、天井内からの落下細塵が無いように留意すること。（解体天井と同規模のプラベニア養生を見込む）

- 注 記
1. [Red hatched box] は、4階改修工事期間中の天井解体範囲を表す。
 2. 天井の解体復旧は建築工事とする。
 3. 天井解体範囲の空調機の電源は、離線再接続をする。



上層工事時の天井仮撤去復旧について

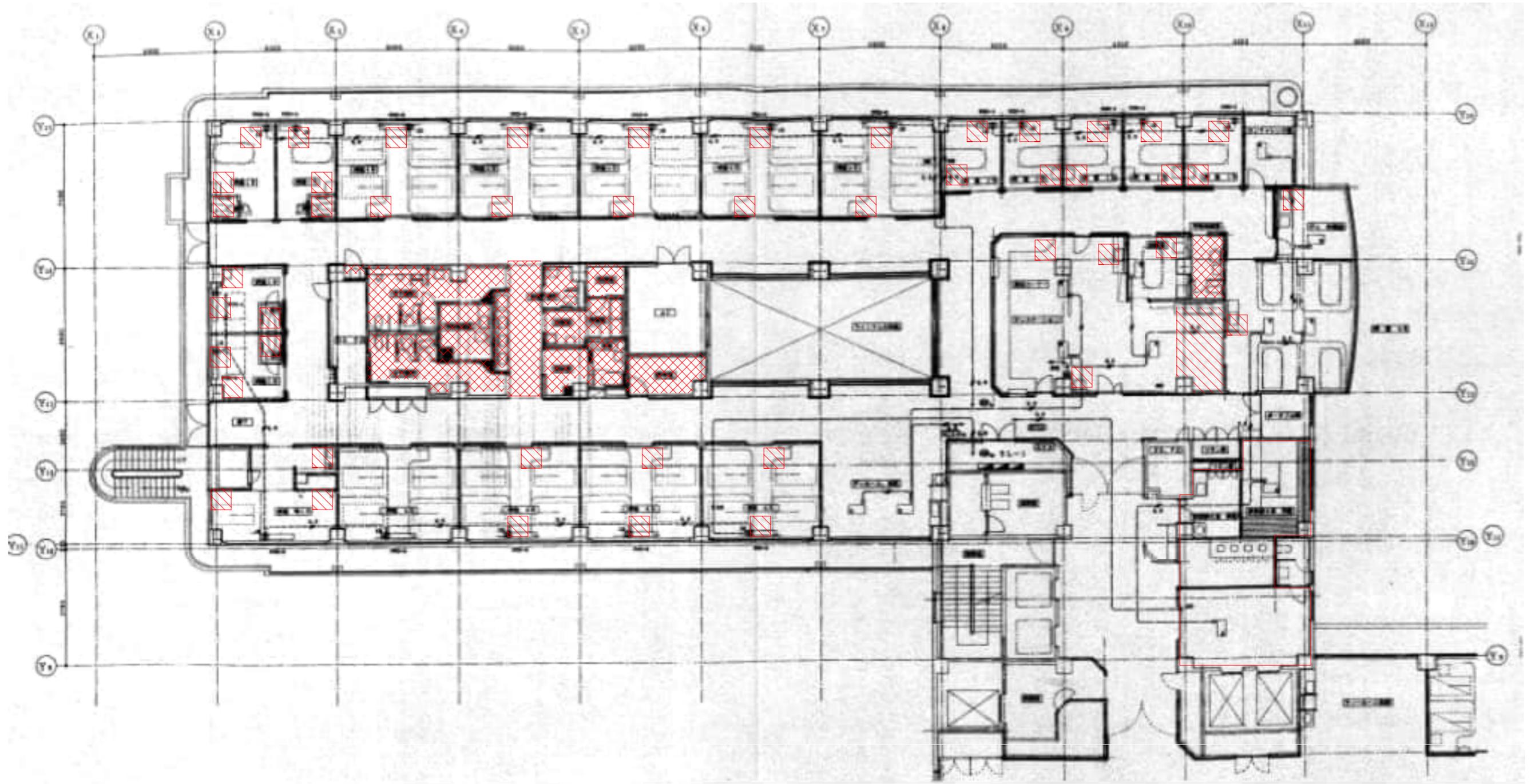
5階改修工事時5階は病棟として使用中であるが、4階天井内に於いて設備配管の切り直し工事が発生するため、仮設工事として、4階天井の一部取外し復旧、一部撤去新設を見込む。

天井材取外し後複数日にわたって、天井仕上材を外したままの状態に置く際は、天井開口部分をプラベニア等で閉鎖のうえ既設天井取り合い部にビニルテープ等で塞ぐことより、天井内からの落下細菌が無いように留意すること。（解体天井と同規模のプラベニア養生を見込む）

天井解体範囲にカーテンレール等が干渉する場合には、カーテンレール等についても取外し再取付とする。

（カーテンレール30m R部材15ヶ所程度のカーテンレール 取外し再取付付けを見込む）

- 注 記
- 1. [Red Hatched] は、5階改修工事期間中の天井解体範囲を表す。
 - 2. 天井の解体復旧は建築工事とする。
 - 3. 天井解体範囲の空調機の電源は、離線再接続をする。



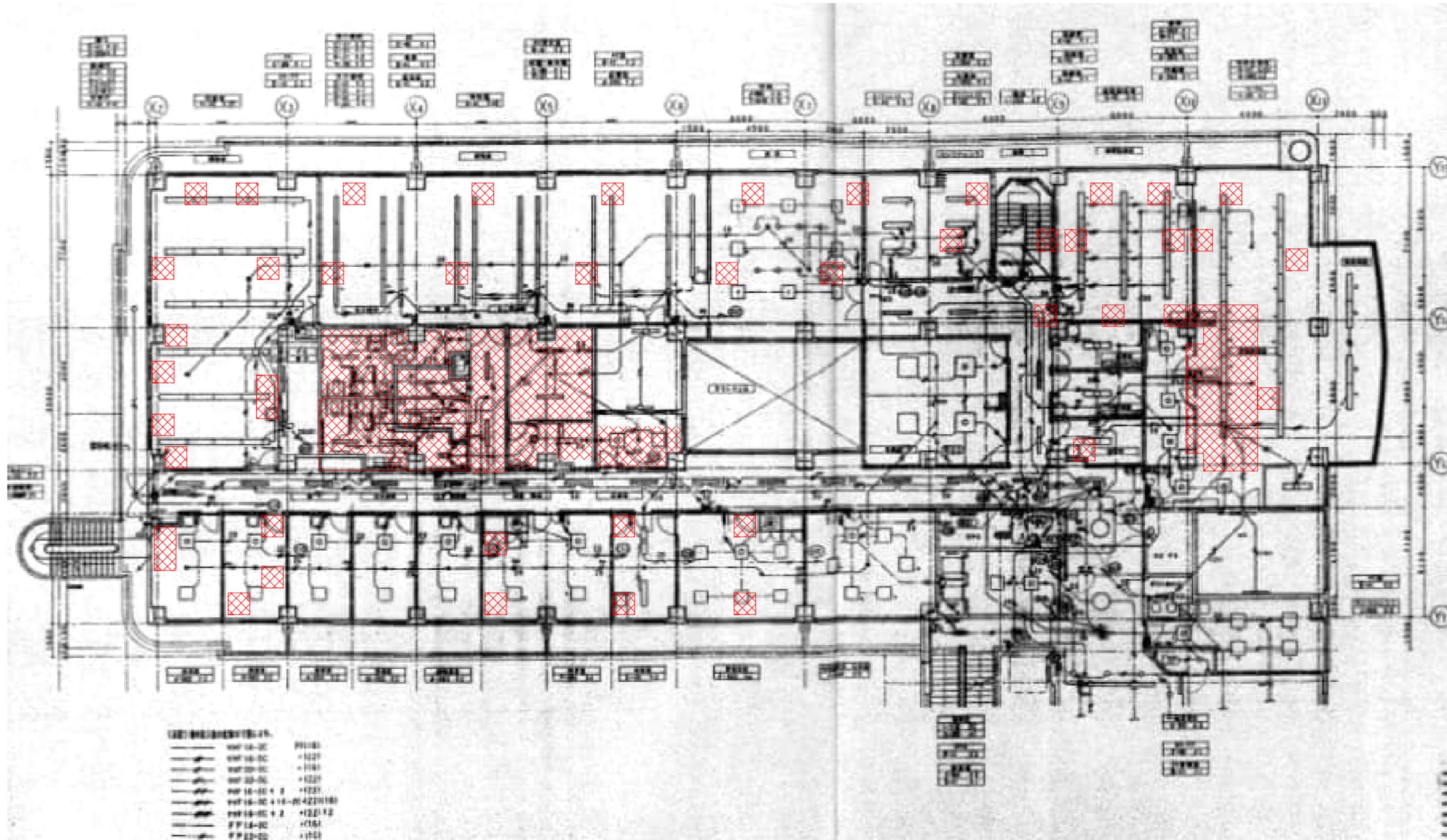
上層工事の天井仮撤去復旧について

6階改修工事時5階は病棟として使用中であるが、5階天井内に於いて設備配管の切り回し工事が発生するため、仮設工事として、5階天井の一部取外し復旧、一部撤去新設を見込む。

天井材取外し後複数日にわたって、天井仕上材を外したままの状態に置く際は、天井開口部分をプラベニア等で閉鎖の上既設天井取り合い部にビニルテープ等で塞ぐことより、天井内からの落下細菌が無いように留意すること。(解体天井と同規模のプラベニア養生を見込む)

天井解体範囲にカーテンレール等が干渉する場合には、カーテンレール等についても取外し再取付とする。
(カーテンレール30m R部材15ヶ所程度のカーテンレール 取外し再取付付けを見込む)

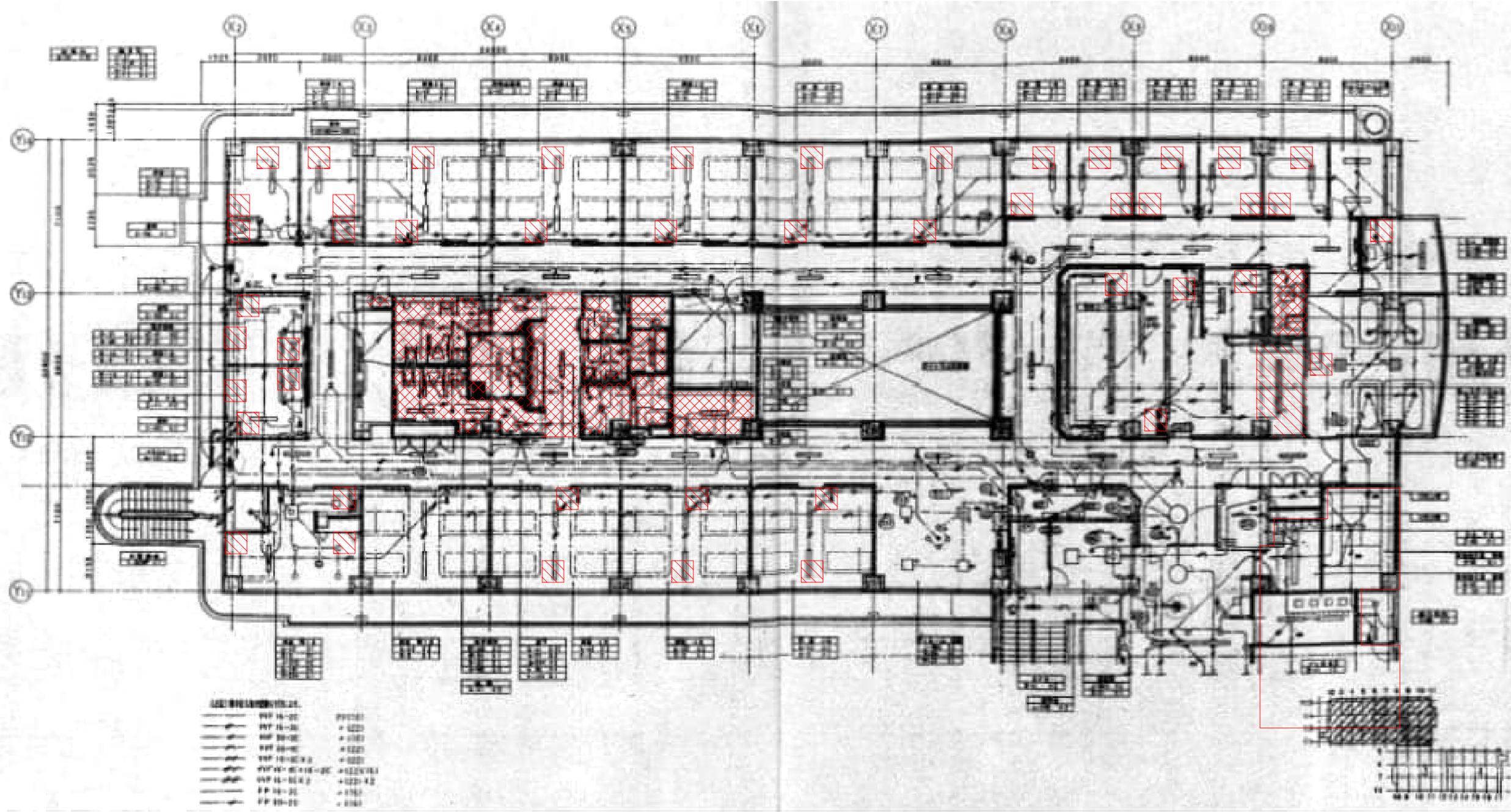
- 注 記
1. 〰〰〰 は、6階改修工事期間中の天井解体範囲を表す。
 2. 天井の解体復旧は建築工事とする。
 3. 天井解体範囲の空調機の電源は、離線再接続をする。



3階天井改修特記事項	
天井材取外し後複数日にわたって、天井仕上材を外したままの状態に置く際には、天井開口部分をブラベニア等で閉鎖のうえ既設天井取り合い部にビニルテープ等で塞ぐことより、天井内からの落下騒音が無いように留意すること。(解体天井と同規模のブラベニア養生を見込む)	

【3階天井改修特記事項】
 範囲内現況の天井仕上撤去の上、同仕上新設（下地仕上共）。
 4階改修工事時3階は病棟として使用中であるが、3階天井内に於いて設備配管の切り直し工事が発生するため、仮設工事として、3階天井の一部撤去新設を見込む。

- 注 記
1. 〰〰〰〰 は、4階改修工事期間中の天井解体範囲を表す。
 2. 天井の解体復旧は建築工事とする。
 3. 天井解体範囲の器具は、撤去再取付とする。



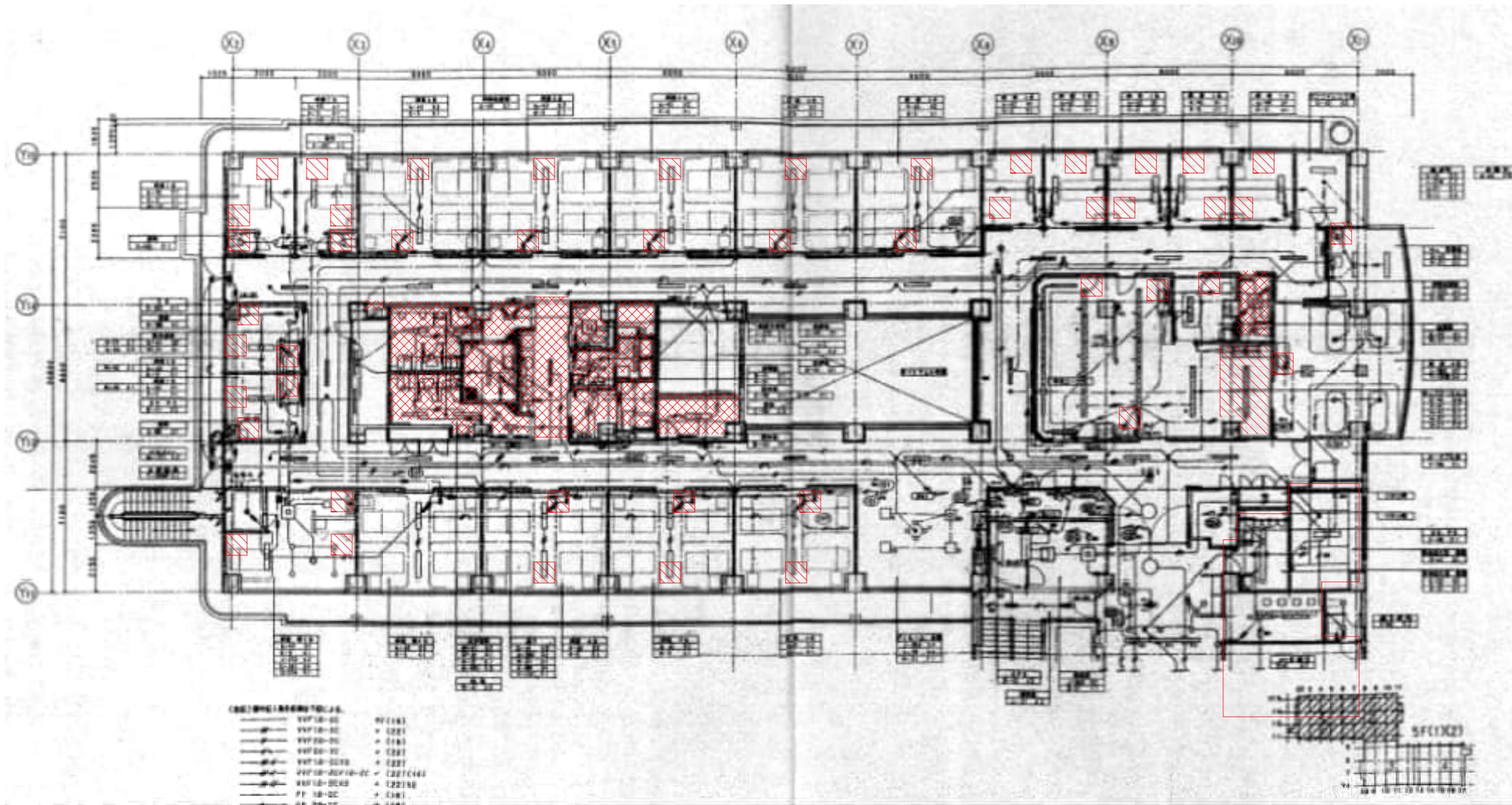
上層工事中の天井仮撤去復旧について

5階改修工事時5階は病棟として使用中であるが、4階天井内において設備配管の切り回し工事が発生するため、仮設工事として、4階天井の一部取外し復旧、一部撤去新設を見込む。

天井取外し後複数日にわたって、天井仕上材を外したままの状態に置く際には、天井開口部分をプラベニア等で閉鎖のうえ既設天井取り合い部にビニルテープ等で塞ぐことより、天井内からの落下細菌が無いように留意すること。(解体天井と同規模のプラベニア養生を見込む)

天井解体範囲にカーテンレール等が干渉する場合には、カーテンレール等についても取外し再取付とする。
(カーテンレール30m R部材15ヶ所程度のカーテンレール 取外し再取付付けを見込む)

- 注記
1. 〰〰〰は、5階改修工事期間中の天井解体範囲を表す。
 2. 天井の解体復旧は建築工事とする。
 3. 天井解体範囲の器具は、撤去再取付とする。



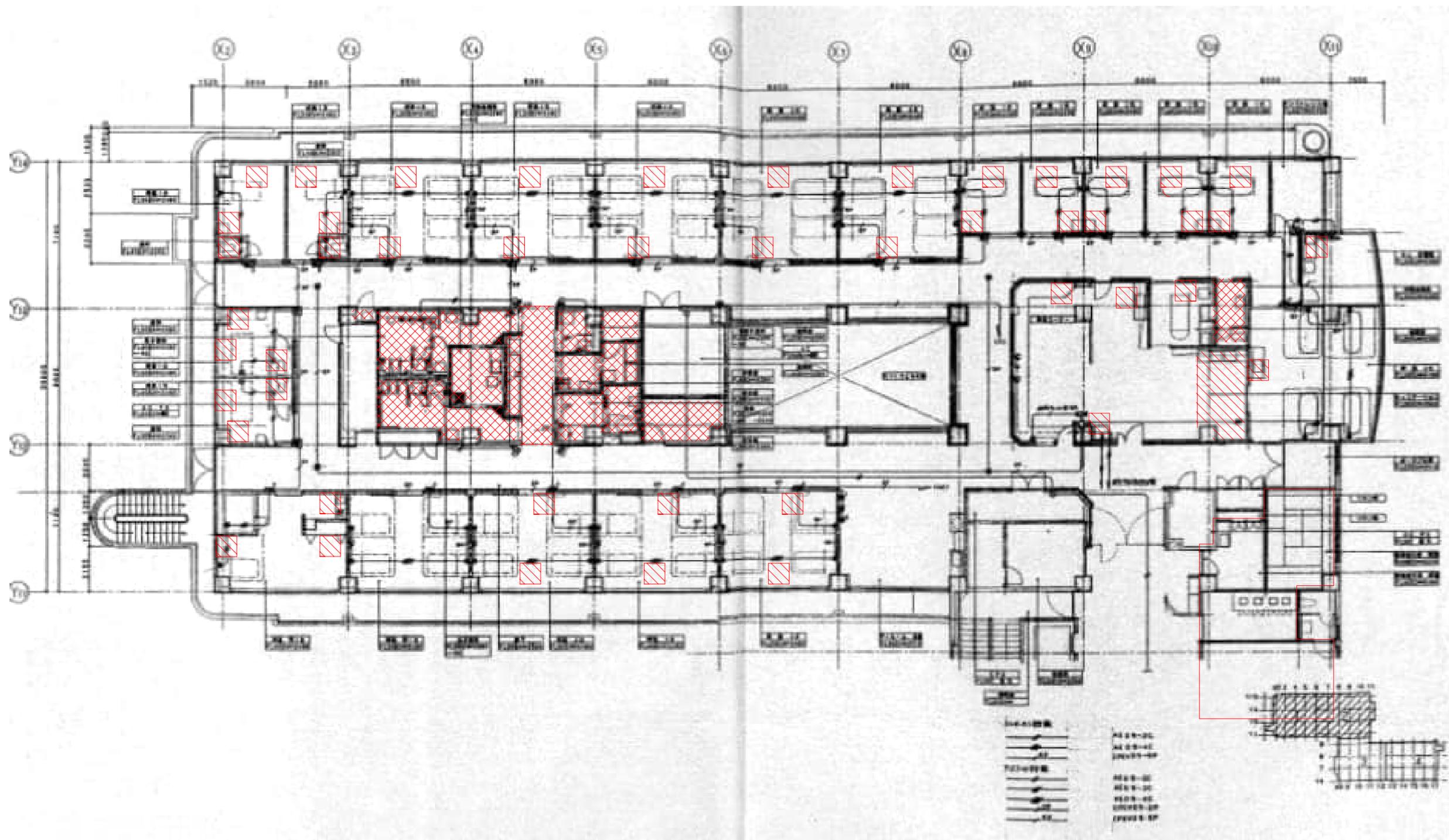
上層工事の天井仮撤去復旧について

6階改修工事時5階は病棟として使用中であるが、5階天井内に於いて設備配管の切り回し工事が発生するため、仮設工事として、5階天井の一部取外し復旧、一部撤去新設を見込む。

天井材取外し後複数日にわたって、天井仕上材を外したままの状態に置く際は、天井開口部分をブラベニア等で閉鎖の上既設天井取り合い部にビニルテープ等で塞ぐことより、天井内からの落下細菌が無いように留意すること。(解体天井と同規模のブラベニア養生を見込む)

天井解体範囲にカーテンレール等が干渉する場合には、カーテンレール等についても取外し再取付とする。
(カーテンレール30m R部材15ヶ所程度のカーテンレール 取外し再取り付けを見込む)

- 注 記
1. 〰〰〰 は、6階改修工事期間中の天井解体範囲を表す。
 2. 天井の解体復旧は建築工事とする。
 3. 天井解体範囲の器具は、撤去再取付とする。



上階工事時の天井仮撤去復旧について

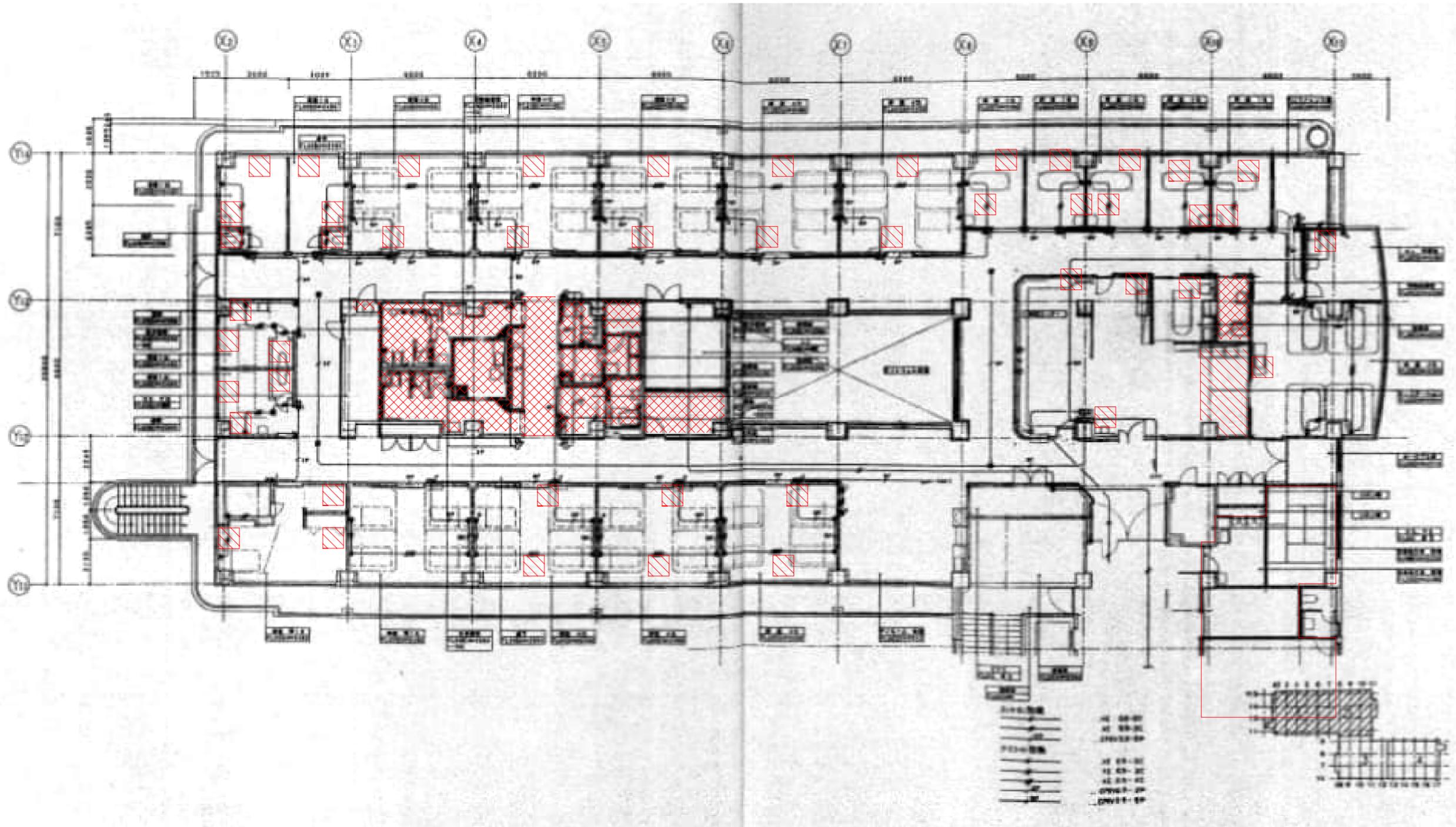
5階改修工事時5階は病棟として使用中であるが、4階天井内に於いて設備配管の切り回し工事が発生するため、仮設工事として、4階天井の一部取外し復旧、一部撤去新設を見込む。

天井材取外し後複数日にわたって、天井仕上材を外したままの状態に置く際には、天井開口部分をプラベニア等で閉鎖の上既設天井取り合い部にビニルテープ等で塞ぐことより、天井内からの落下細部が無いように留意すること。(解体天井と同規模のプラベニア養生を見込む)

天井解体範囲にカーテンレール等が干渉する場合には、カーテンレール等についても取外し再取付とする。

(カーテンレール30m R部材15ヵ所程度のカーテンレール 取外し再取付付けを見込む)

- 注 記
1. 斜線は、5階改修工事期間中の天井解体範囲を表す。
 2. 天井の解体復旧は建築工事とする。
 3. 天井解体範囲の天井器具は、撤去再取付とする。



上階工事中の天井仮撤去復旧について

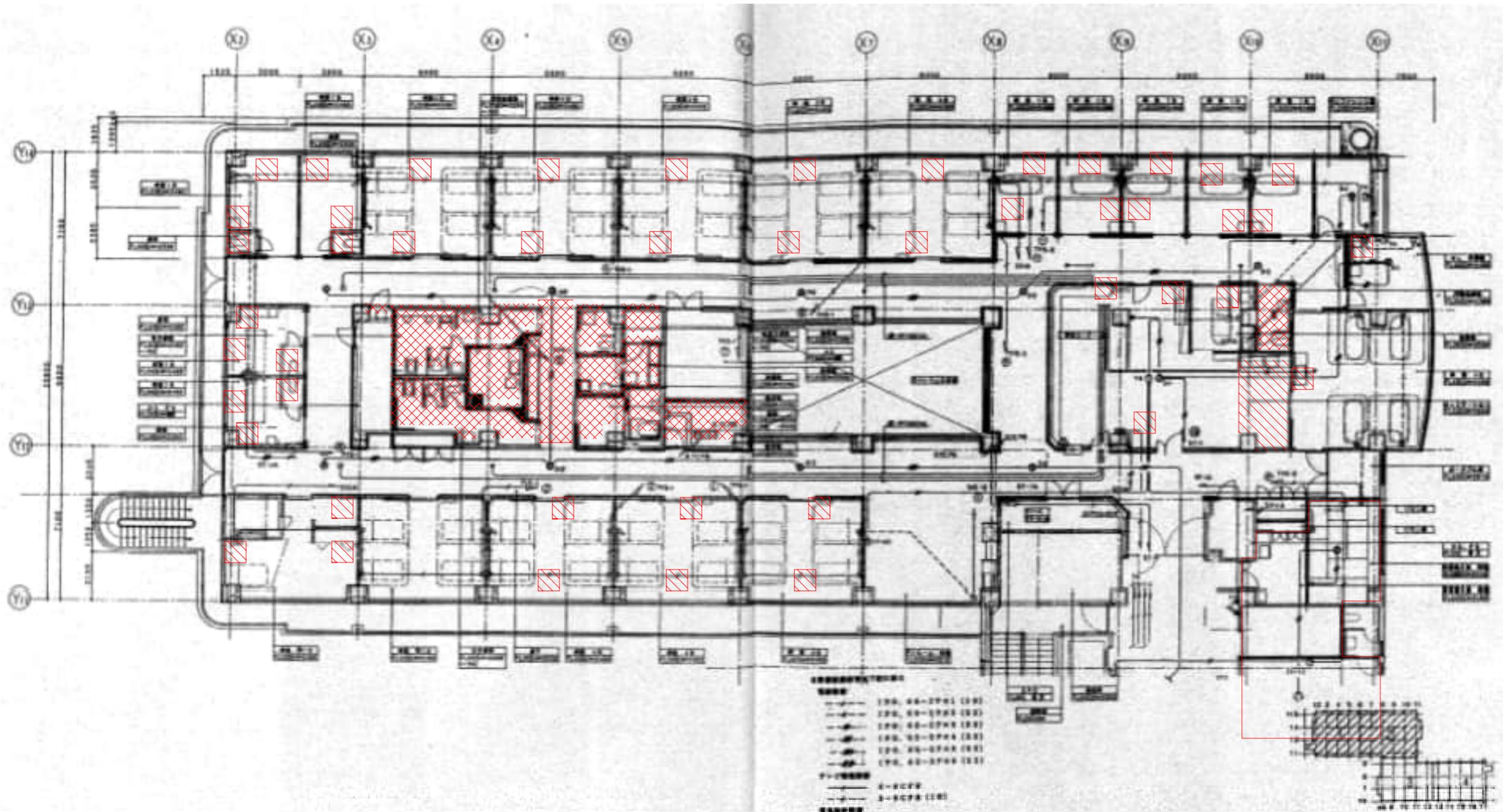
6階改修工事時5階は病棟として使用中であるが、5階天井内に於いて設備配管の切り直し工事が発生するため、仮設工事として、5階天井の一部取外し復旧、一部撤去新設を見込む。

天井材取外し後複数日にわたって、天井仕上材を外したままの状態に置く際には、天井開口部分をプラベニア等で閉鎖のうえ既設天井取り合い部にビニルテープ等で塞ぐことより、天井内からの落下細部が無いように留意すること。(解体天井と同規模のプラベニア養生を見込む)

天井解体範囲にカーテンレール等が干渉する場合には、カーテンレール等についても取外し再取付とする。

(カーテンレール30m R部材15ヵ所程度のカーテンレール 取外し再取付付けを見込む)

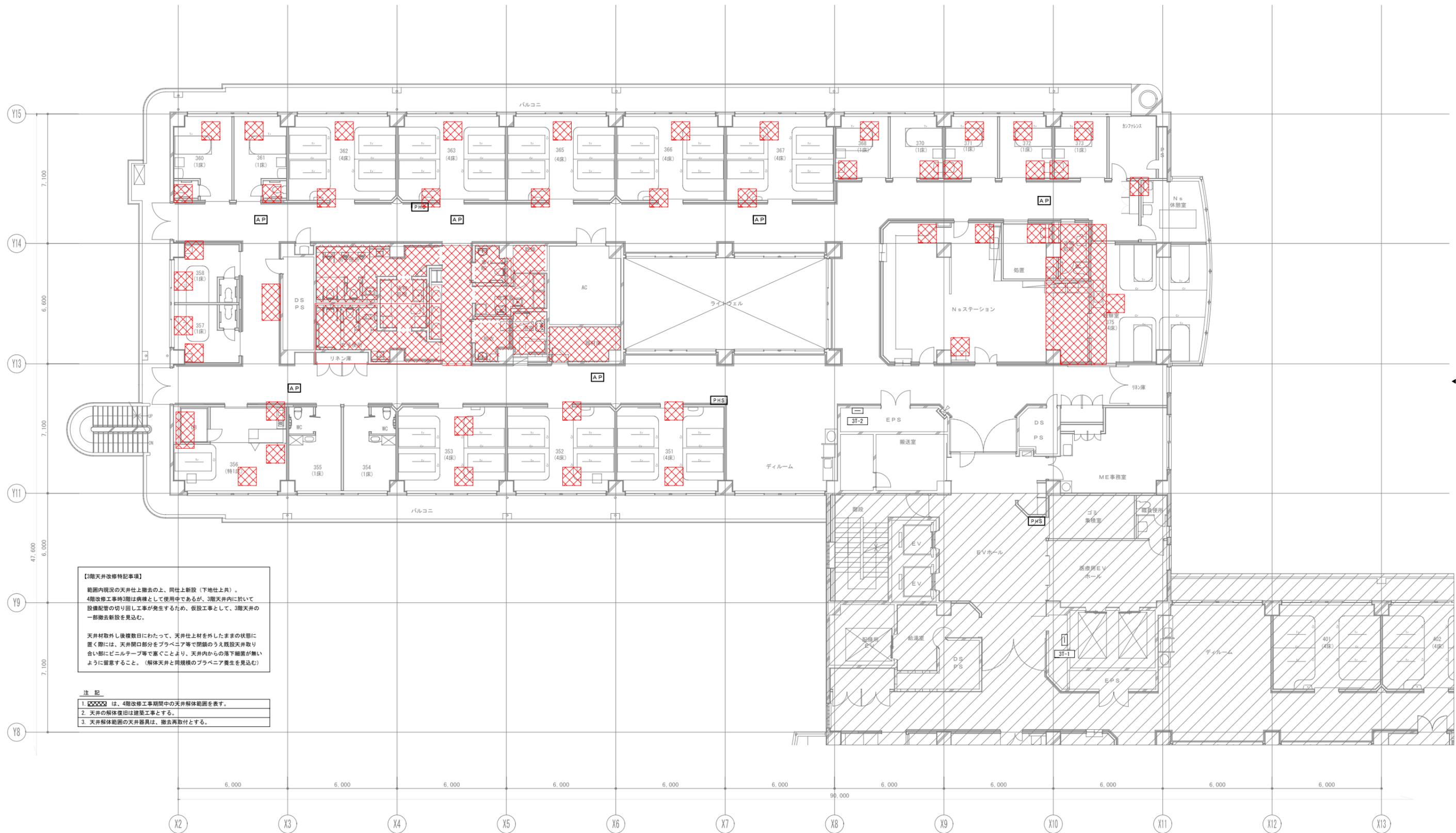
- 注 記
1. 〰〰〰 は、6階改修工事期間中の天井解体範囲を表す。
 2. 天井の解体復旧は建築工事とする。
 3. 天井解体範囲の天井器具は、撤去再取付とする。



注記

1. 斜線は、6階改修工事期間中の天井解体範囲を表す。
2. 天井の解体復旧は建築工事とする。
3. 天井解体範囲の天井器具は、撤去再取付とする。

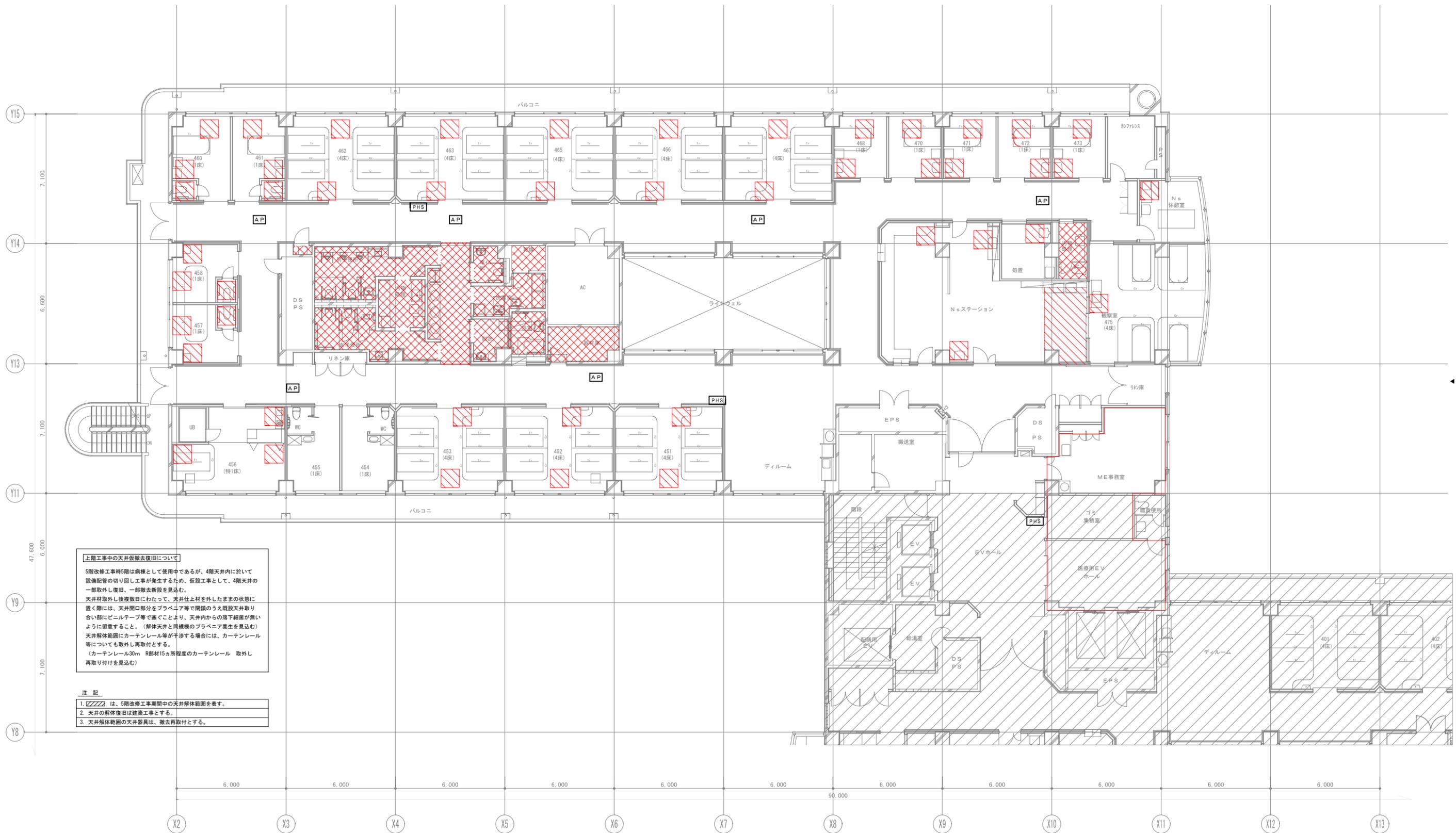
上階工事の天井仮撤去復旧について
 6階改修工事時5階は病棟として使用中であるが、5階天井内に於いて設備配管の切り直し工事が発生するため、仮設工事として、5階天井の一部取外し復旧、一部撤去新設を見込む。
 天井材取外し後複数日にわたって、天井仕上材を外したままの状態に置く際には、天井開口部分をプラベニア等で閉鎖の上既設天井取り合い部にビニルテープ等で塞ぐことより、天井内からの落下細面が無いように留意すること。(解体天井と同規模のプラベニア養生を見込む)
 天井解体範囲にカーテンレール等が干渉する場合には、カーテンレール等についても取外し再取付とする。
 (カーテンレール30m R部材15ヵ所程度のカーテンレール 取外し再取付付けを見込む)



【3階天井改修特記事項】
 範囲内現況の天井仕上撤去の上、同仕上新設（下地仕上共）。
 4階改修工事時3階は病棟として使用中であるが、3階天井内に於いて設備配管の切り直し工事が発生するため、仮設工事として、3階天井の一部撤去新設を見込む。

天井材取外し後複数日にわたって、天井仕上材を外したままの状態に置く際には、天井開口部分をプラベニア等で閉鎖のうえ既設天井取り合い部にビニルテープ等で塞ぐことより、天井内からの落下細菌が無いように留意すること。（解体天井と同規模のプラベニア養生を見込む）

- 注 記**
1. 〇〇〇〇は、4階改修工事期間中の天井解体範囲を表す。
 2. 天井の解体復旧は建築工事とする。
 3. 天井解体範囲の天井器具は、撤去再取付とする。



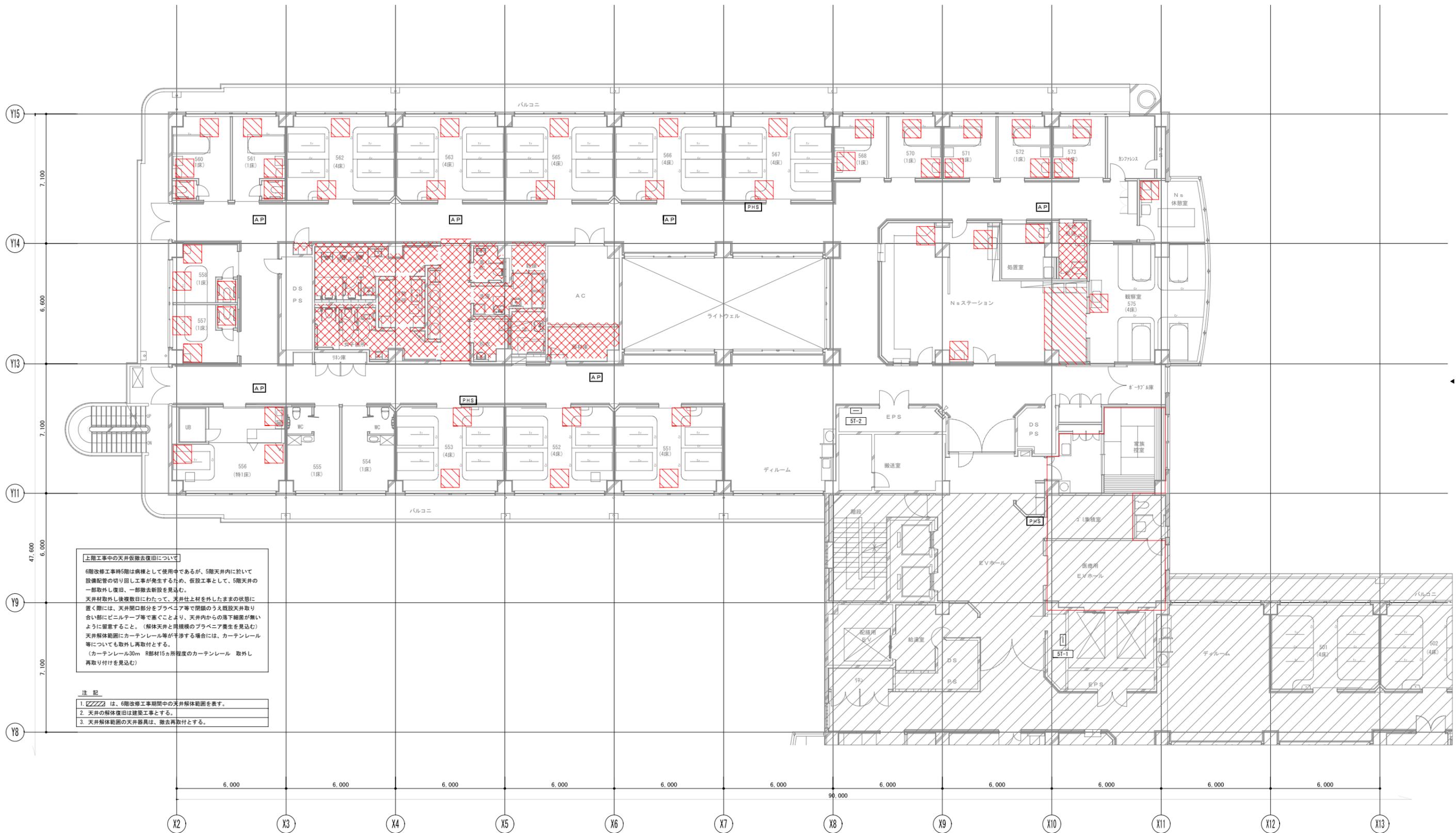
上層工事の天井撤去復旧について

5階改修工事時5階は病棟として使用中であるが、4階天井内に於いて設備配管の切り回し工事が発生するため、仮設工事として、4階天井の一部取外し復旧、一部撤去新設を見込む。

天井材取外し後複数日にわたって、天井仕上材を外したままの状態に置く際には、天井開口部分をプラベニア等で閉鎖のうえ既設天井取り合い部にビニルテープ等で塞ぐことより、天井内からの落下細部が無いように留意すること。(解体天井と同規模のプラベニア養生を見込む)

天井解体範囲にカーテンレール等が干渉する場合には、カーテンレール等についても取外し再取付とする。
(カーテンレール30m R部材15ヶ所程度のカーテンレール 取外し再取付を見込む)

- 注 記**
1. 〰〰〰は、5階改修工事期間中の天井解体範囲を表す。
 2. 天井の解体復旧は建築工事とする。
 3. 天井解体範囲の天井器具は、撤去再取付とする。



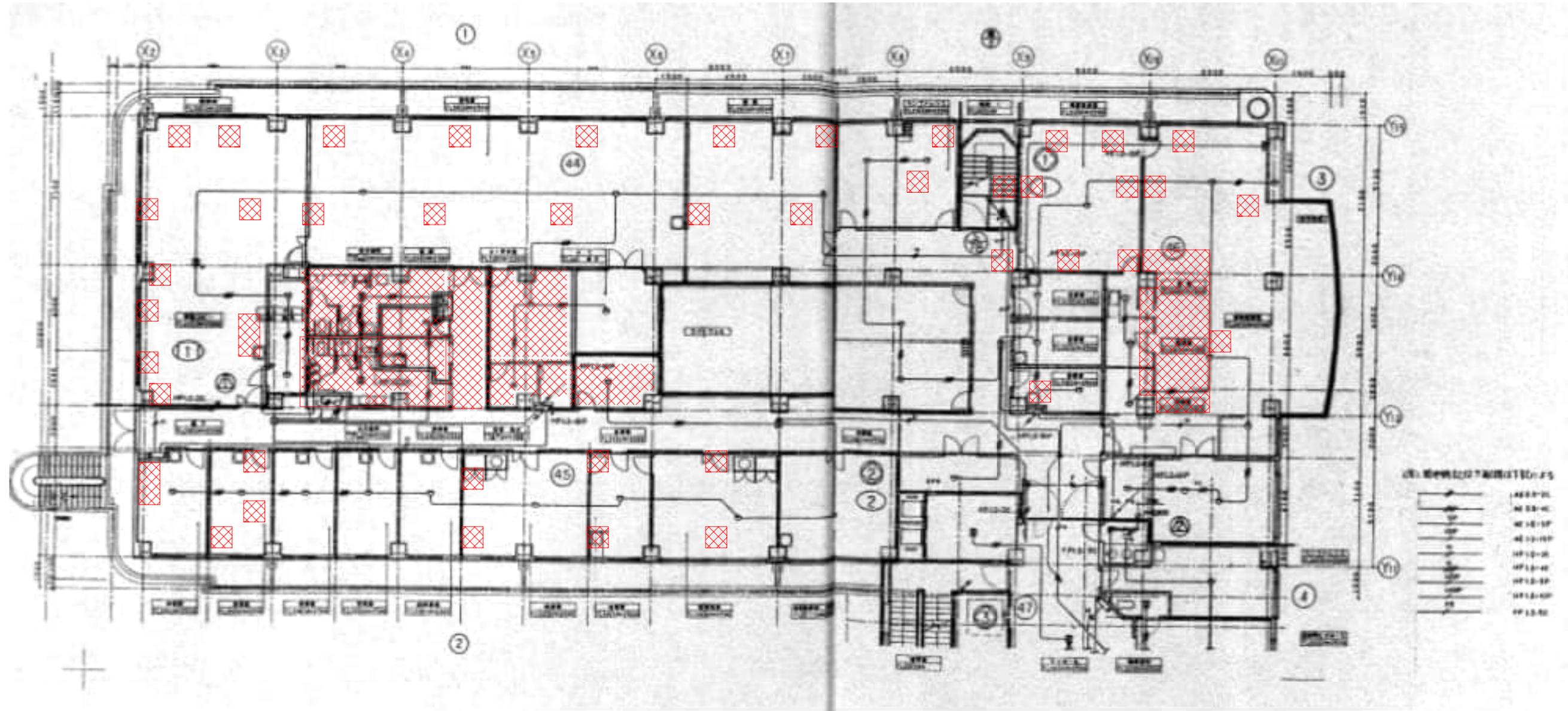
上層工事の天井仮撤去復旧について

6階改修工事時5階は病棟として使用中であるが、5階天井内に於いて設備配管の切り回し工事が発生するため、仮設工事として、5階天井の一部取外し復旧、一部撤去新設を見込む。

天井材取外し後複数日にわたって、天井仕上材を外したままの状態に置く際には、天井開口部分をプラベニア等で閉鎖のうえ既設天井取り合い部にビニルテープ等で塞ぐことより、天井内からの落下細菌が無いように留意すること。(解体天井と隣接機のプラベニア養生を見込む)

天井解体範囲にカーテンレール等が干渉する場合には、カーテンレール等についても取外し再取付とする。
(カーテンレール30m R部材15ヶ所程度のカーテンレール 取外し再取付付けを見込む)

- 注 記**
1. 〰〰〰は、6階改修工事期間中の天井解体範囲を表す。
 2. 天井の解体復旧は建築工事とする。
 3. 天井解体範囲の天井器具は、撤去再取付とする。



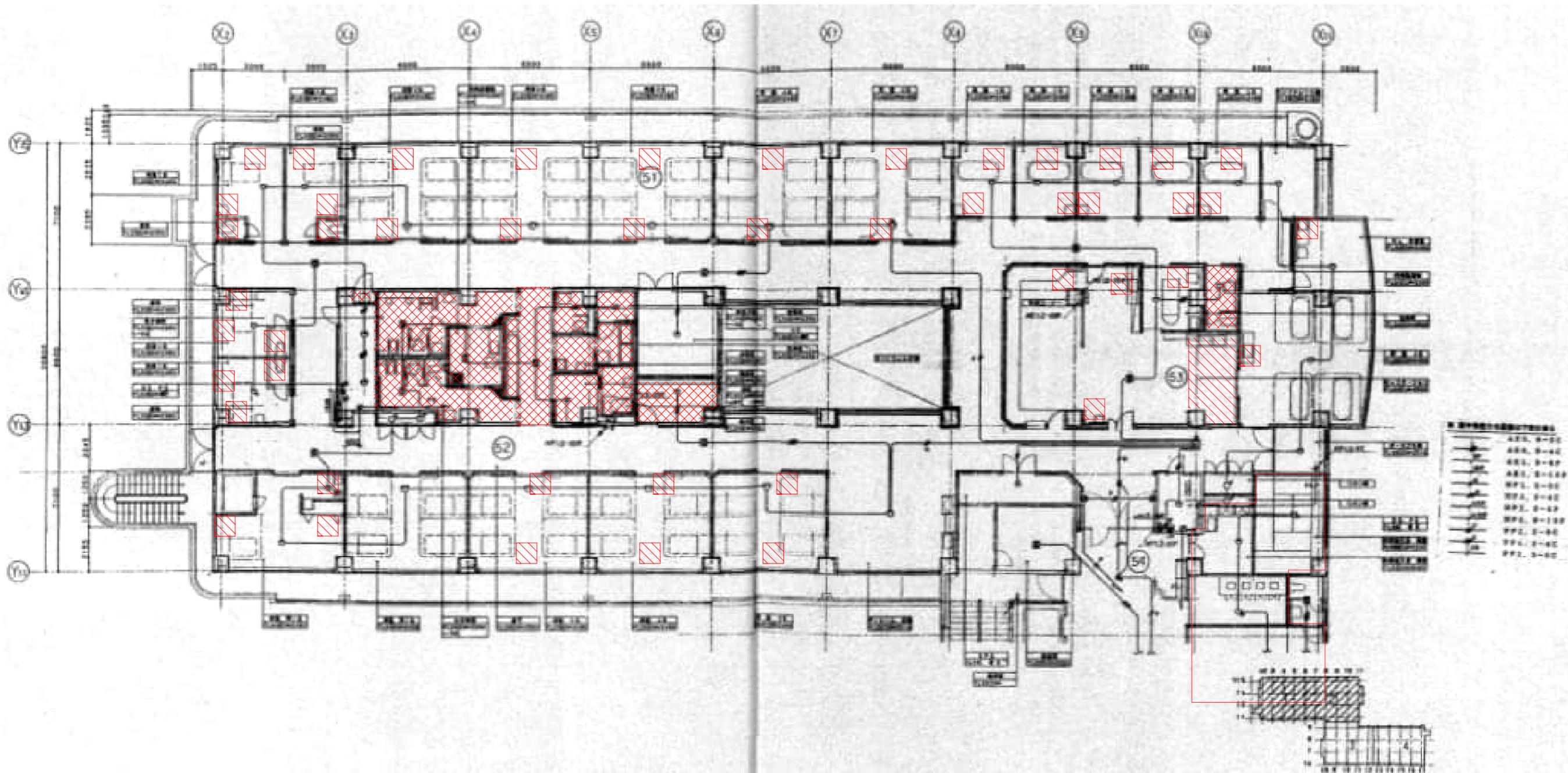
設備記号表

----	400V-2L
----	400V-4L
----	400V-3P
----	400V-2P
----	400V-4P
----	400V-3P
----	400V-2P
----	400V-4P
----	400V-2P
----	400V-4P

【3階天井改修特記事項】
 範囲内現状の天井仕上撤去の上、同仕上新設（下地仕上共）。
 4階改修工事時3階は病棟として使用中であるが、3階天井内に於いて
 設備配管の切り回し工事が発生するため、仮設工事として、3階天井の
 一部撤去新設を見込む。

天井材取外し後複数日にわたって、天井仕上材を外したままの状態に
 置く際には、天井開口部分をブラベニア等で閉鎖のうえ既設天井取り
 合い部にビニルテープ等で塞ぐことより、天井内からの落下騒音が無い
 ように留意すること。（解体天井と同規模のブラベニア養生を見込む）

- 注 記
1. 〰〰〰〰 は、4階改修工事期間中の天井解体範囲を表す。
 2. 天井の解体復旧は建築工事とする。
 3. 天井解体範囲の天井器具は、撤去再取付とする。



※ 階別室番号

4FL	4-01
4FL	4-02
4FL	4-03
4FL	4-04
4FL	4-05
4FL	4-06
4FL	4-07
4FL	4-08
4FL	4-09
4FL	4-10
4FL	4-11
4FL	4-12
4FL	4-13
4FL	4-14
4FL	4-15
4FL	4-16
4FL	4-17
4FL	4-18
4FL	4-19
4FL	4-20
4FL	4-21
4FL	4-22
4FL	4-23
4FL	4-24
4FL	4-25
4FL	4-26
4FL	4-27
4FL	4-28
4FL	4-29
4FL	4-30
4FL	4-31
4FL	4-32
4FL	4-33
4FL	4-34
4FL	4-35
4FL	4-36
4FL	4-37
4FL	4-38
4FL	4-39
4FL	4-40
4FL	4-41
4FL	4-42
4FL	4-43
4FL	4-44
4FL	4-45
4FL	4-46
4FL	4-47
4FL	4-48
4FL	4-49
4FL	4-50
4FL	4-51
4FL	4-52
4FL	4-53
4FL	4-54
4FL	4-55
4FL	4-56
4FL	4-57
4FL	4-58
4FL	4-59
4FL	4-60
4FL	4-61
4FL	4-62
4FL	4-63
4FL	4-64
4FL	4-65
4FL	4-66
4FL	4-67
4FL	4-68
4FL	4-69
4FL	4-70
4FL	4-71
4FL	4-72
4FL	4-73
4FL	4-74
4FL	4-75
4FL	4-76
4FL	4-77
4FL	4-78
4FL	4-79
4FL	4-80
4FL	4-81
4FL	4-82
4FL	4-83
4FL	4-84
4FL	4-85
4FL	4-86
4FL	4-87
4FL	4-88
4FL	4-89
4FL	4-90
4FL	4-91
4FL	4-92
4FL	4-93
4FL	4-94
4FL	4-95
4FL	4-96
4FL	4-97
4FL	4-98
4FL	4-99
4FL	4-100

上階工事中の天井仮撤去復旧について

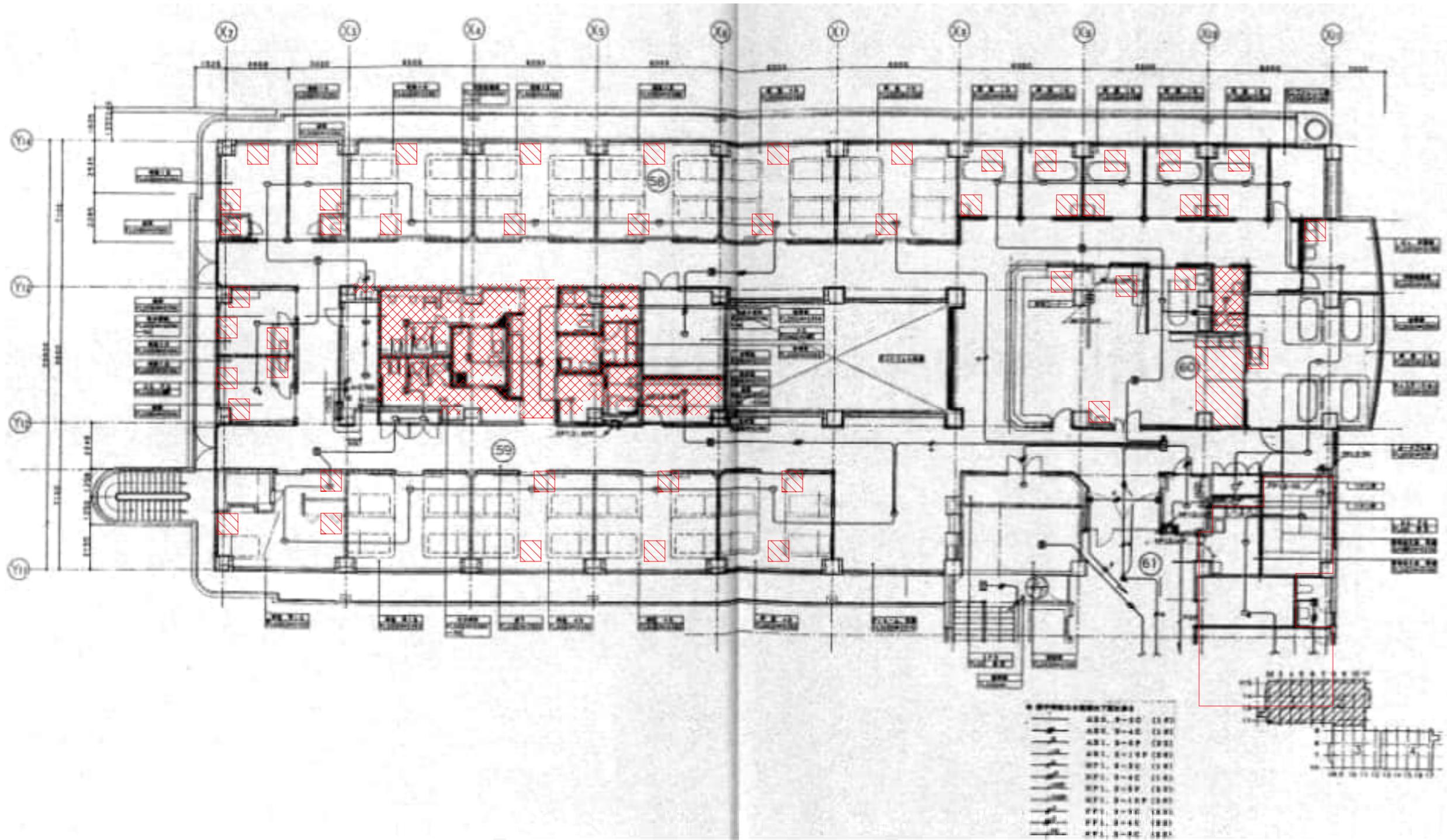
5階改修工事時5階は病棟として使用中であるが、4階天井内に於いて設備配管の切り直し工事が発生するため、仮設工事として、4階天井の一部取外し復旧、一部撤去新設を見込む。

天井材取外し後複数日にわたって、天井仕上材を外したままの状態に置く際には、天井開口部分をプラベニア等で閉鎖の上既設天井取り合い部にビニルテープ等で塞ぐことより、天井内からの落下細部が無いように留意すること。(解体天井と同規模のプラベニア養生を見込む)

天井解体範囲にカーテンレール等が干渉する場合には、カーテンレール等についても取外し再取付とする。

(カーテンレール30m R部材15ヵ所程度のカーテンレール 取外し再取付付けを見込む)

- 注 記
1. 斜線は、5階改修工事期間中の天井解体範囲を表す。
 2. 天井の解体復旧は建築工事とする。
 3. 天井解体範囲の天井器具は、撤去再取付とする。



上階工事の天井仮撤去復旧について

6階改修工事時5階は病棟として使用中であるが、5階天井内に於いて設備配管の切り直し工事が発生するため、仮設工事として、5階天井の一部取外し復旧、一部撤去新設を見込む。

天井材取外し後複数日にわたって、天井仕上材を外したままの状態に置く際には、天井開口部分をプラベニア等で閉鎖の上既設天井取り合い部にビニルテープ等で塞ぐことより、天井内からの落下細部が無いように留意すること。(解体天井と同規模のプラベニア養生を見込む)

天井解体範囲にカーテンレール等が干渉する場合には、カーテンレール等についても取外し再取付とする。

(カーテンレール30m R部材15ヵ所程度のカーテンレール 取外し再取付付けを見込む)

- 注 記
1. 斜線は、6階改修工事期間中の天井解体範囲を表す。
 2. 天井の解体復旧は建築工事とする。
 3. 天井解体範囲の天井器具は、撤去再取付とする。

※ 天井解体範囲の天井器具

天井	9-10C	(1) 47)
天井	9-4E	(1) 47)
天井	9-4F	(1) 47)
天井	9-10F	(1) 47)
天井	9-3E	(1) 47)
天井	9-4E	(1) 47)
天井	9-5F	(1) 47)
天井	9-10F	(1) 47)
天井	9-3E	(1) 47)
天井	9-4E	(1) 47)
天井	9-4E	(1) 47)